

4 事例研究

ここでは詳細調査を行ったもののうち 13 事例について、ローカルアジェンダ 21 の内容を以下の調査項目に従って概観する。

表4 ローカルアジェンダ 21 調査項目（訪問取材用）

1)	タイトル：
2)	策定期間：
3)	策定主体または策定調整自治体名（LA の発行元など）：
4)	策定の経緯：
5)	策定の手法：
6)	市民参加の方法：
7)	市民参加の程度（どの程度の参加が得られたか）：
8)	市民参加の範囲（市民、ビジネスセクター、コミュニティ組織、NGO、教育部門、科学研究機関、青少年、女性、労働組合など）：
9)	当該 LA21 の概要（目次、計画の骨子、対象期間、リーディング事業等）：
10)	当該 LA21 の特長（自治体担当者または調査者の評価）
11)	温暖化防止、オゾン層の保護、森林保全等の地球環境問題への対応の有無
12)	地域の自然環境保全、廃棄物問題への対応、水質・大気汚染への対応の有無
13)	地域の自然特性への評価および利用手段が講じられているか
14)	地域の産業構造に着目した環境負荷の低減手段がもりこまれているか
15)	以上の取り組みに関する具体的で測定可能な目標の設定の有無およびその手法（指標の種類・数値・期限・測定方法など）
16)	他の施策（環境基本計画等および開発計画・土地利用計画・交通計画など）との関連づけの有無およびその手法：
17)	フォローアップ体制の有無：
18)	LA21 の実施の効果（最大の効果は何か、また目標値の達成状況・地域環境の改善・意識の高揚・市民参加の増大などについて効果があったか）：
19)	LA21 の実施の問題点または課題：
20)	その他（予算、人員など）：
21)	連絡先、ホームページなど：

事例研究 1 アジェンダ 2 1 桂川・相模川

流域における合意の形成

アジェンダ 21 桂川・相模川は、おそらく国内で初めての流域を単位としたローカルアジェンダ 21 であり、複数の自治体が策定に関与しているという点においても非常に注目される事例である。今後、このような流域アジェンダの策定は活発化していく可能性もあり、草分けとしての当アジェンダの経験は重要である。また、ローカルアジェンダ 21 に限らず、地域の合意形成の手法として学ぶべき点は多い。

1) タイトル:

アジェンダ 21 桂川・相模川

2) 策定期期:

平成 10 年 1 月

3) 策定主体・自治体:

桂川・相模川流域協議会

4) 策定の経緯:

< 背景 >

桂川・相模川は山中湖を水源として、山梨県、神奈川県を流れる一級河川である。同河川は、水資源という観点からみると、他で例をみないほど利用されている河川であることを特徴としている。流域の人口の増加や産業の発展に伴い、特に中下流域の都市化や京阪工業地帯の発展に伴って大量の用水を確保する必要性から、相模ダム、城山ダムなどが建設された（城山ダムが完成した時点における流域の桂川・相模川の開発率は 62% だったが、深城ダム、宮ヶ瀬ダムが完成し、相模取水堰が稼働すると 80% に達すると計算されている）。

昭和 50 年代の中頃には、相模湖・津久井湖でアオコが大発生するなど、河川の水質汚濁が問題となってきた。河川を中心とした流域の環境保全是、県の区域をこえた河川流域での対策が必要とされることから、上流部の山梨県、下流部の神奈川県で協議がはじまった。

< 経緯 >

- ・桂川・相模川の水質保全を図るため、「山梨県・神奈川県水質保全連絡会議」を設置（平成 4 年 11 月）し、両県は水質保全に向けた検討、調整を開始した。
- ・桂川・相模川の水質保全を図るため、山梨、神奈川両県間で共同してできる事業について検討を開始した。（平成 7 年 1 月～）
- ・「山梨県・神奈川県水質保全連絡会議」で、「桂川・相模川流域環境保全行動推進事業」を実施することが合意された（平成 7 年 8 月）。
- ・両県は「桂川・相模川流域環境保全行動推進事業」を開始した。（平成 7 年 10 月～）

・流域アジェンダ策定のための市民会議が平成 9 年 2 月 22 日～23 日の 2 日間にわたって開催され、桂川・相模川アジェンダ 21 市民会議が発足した。(平成 9 年 3 月)

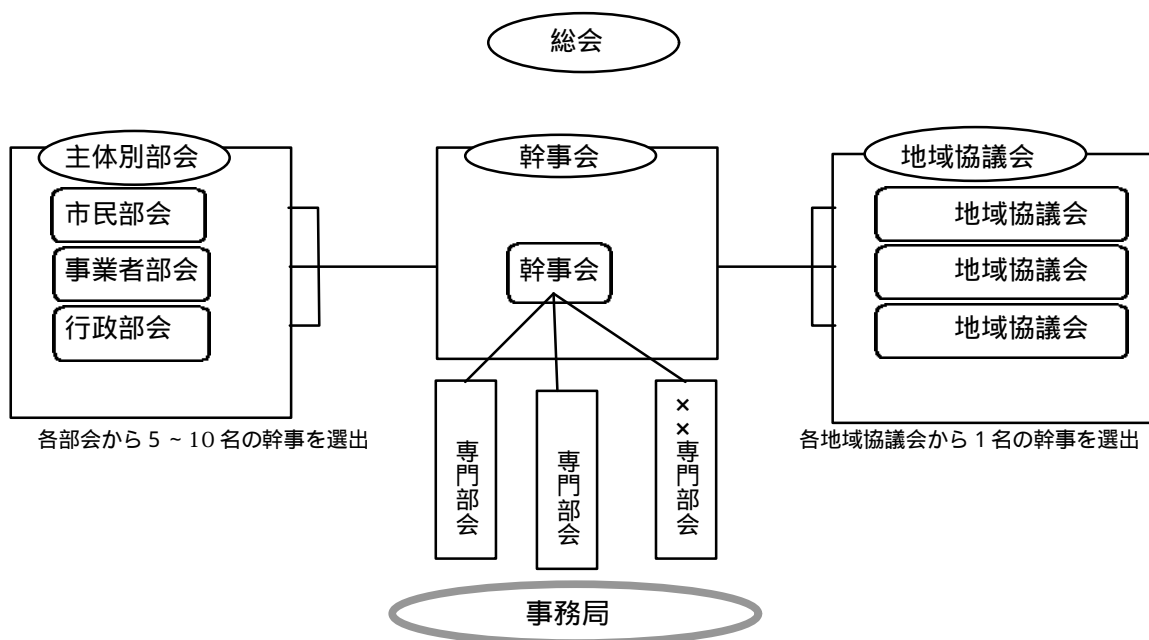
アジェンダ 21 桂川・相模川を策定した(平成 10 年 1 月)

5) 策定の手法:

平成 7 年度から 9 年度までの 3 年間、「桂川・相模川流域環境保全行動推進事業」として、課題提起と合意形成を行うために、流域シンポジウムやサミットを開催し、住民参加と流域環境保全行動の定着を図るために「クリーンキャンペーン」や「上下流交流事業」を開催した。

また、住民、事業者、行政を構成主体とする「桂川・相模川流域協議会」を設置した。

< 桂川・相模川流域協議会組織図 >



6) 市民参加の方法:

アジェンダ策定に参加した市民は、「桂川・相模川アジェンダ 21 市民会議」で議論を行ってきた。

この「市民会議」は、山梨・神奈川両県が桂川・相模川流域で活動する市民団体や市民にネットワークづくりへの参加を呼びかけたことにはじまる。このネットワークづくりは、当初「市民団体等のネットワーク化」が目的であったが、アジェンダへの市民意見を求めるために<アジェンダ策定のための市民分科会>にかわり、市民団体が両県とともに企画・開催した。

平成 9 年 2 月 22 日～23 日に開催されたアジェンダのための市民による会議

には150人の参加者があり、森づくり、生き物との共生、水質、ごみ、公共事業のあり方、市民参加の6つの分科会に分かれて、流域での問題点の抽出、望ましい将来像と目標、対策や計画についての議論を行った。この中で市民から出された課題点は数百にのぼった。

これらの市民の意見を実際にアジェンダ策定に生かすために、分科会の世話人を務めた市民を中心に「桂川・相模川アジェンダ 21 市民会議」が平成9年3月8日に発足し、会議は月2回のペースで開催され、平成10年2月まで22回の会合を行った。市民会議で行った作業内容は以下の4点である。

- ・ アジェンダ 21 市民案の作成
- ・ アジェンダ 21 桂川・相模川の策定方法の提案
- ・ 流域協議会の仕組みづくりの提案
- ・ アジェンダ 21 桂川・相模川についての事業者・行政との討議

また平成9年9月には「市民シンポジウム」を開催し、さらに多くの市民からの意見を募った。

平成10年1月に設立された桂川・相模川流域協議会には、市民部会が設置され、この部会には市民会議を中心に多くの市民が参画した。

7) 市民参加の程度:

この流域アジェンダの特徴は、市民の主体的な参加にある。特に、相模大堰の建設をめぐる、行政側と鋭く対立していた市民団体と行政（相模大堰をめぐる裁判の原告と被告）が同じテーブルにつき、議論を戦わせながらも流域の望ましい将来像を模索していったことは、市民参加の「質」的なレベルにおいて、他地域でのモデルケースとなりうる事例であろう。

アジェンダ策定にあたり、両県は市民参加については、桂川・相模川の流域環境保全に関心のある市民であれば誰もが参画できるとした。その結果、行政と対立している団体を含め多くの市民団体が参加した。

市民参加の「量」的レベルについては、数値が挙げられているものについては、以下の通りである。

- ・ アジェンダのための市民による会議（平成9年2月22日～23日）の参加者は150名
- ・ 桂川・相模川アジェンダ 21 市民会議の開催回数は平成9年3月から平成10年2月までに22回
- ・ 平成10年4月から月1回のペースで桂川・相模川流域協議会市民部会が開催され、毎回20名前後の参加がある。
- ・ 平成10年12月現在、同協議会の市民部会には183名の市民（団体）が参加している。

8) 市民参加の範囲:

アジェンダ 21 桂川・相模川の策定に当たっては、流域の多くの市民、事業者、行政の参加があり、それらの代表で構成するアジェンダ 21 相模川・桂川検討委員会を設置し、検討してきた。検討委員会のメンバーは以下の通りである。

市民: 流域で自然保護に取り組む団体(「めだかの学校」など)、「相模川キャンピングシンポジウム」などの公共事業の見直しを呼びかける市民団体、市民など

事業者: 漁業・林業・農業関係、メーカー、電力会社、水道事業者など

桂川漁業協同組合、国際電気株式会社富士吉田工場、北都留森林組合、笹一酒造株式会社、東京電力株式会社、ライオンズクラブ国際協会 330-B 地区地球環境委員会、アンリツ株式会社厚木事業所、JA 神奈川県中央会、東京コスモス電機株式会社、神奈川県企業庁など

行政: 山梨県、神奈川県、相模原市、富士吉田市

アドバイザー: 環境庁水質保全局水質管理課、建設省関東地方建設局京浜工事事務所

9) 概要:

当該アジェンダは、各主体の具体的な行動提案という意味では未完成であり、今後桂川・相模川流域協議会において、協議を続けていくものとされている。

現時点で合意されている当該アジェンダの内容としては、次頁のようになっている。

10) 特長

行政区域を超えたローカルアジェンダ 21 である点

複数の県を流域に持つ桂川・相模川の流域環境保全を図るため、行政区域を越えて山梨・神奈川両県および市民・事業者等がローカルアジェンダ 21 を策定した点が特長として挙げられる。

市民参加

市民の主体的な参加が特長である。

特に、取水堰の建設をめくり、行政側と鋭く対立していた市民団体と行政が同じテーブルにつき、議論を戦わせながらも流域の望ましい将来像を模索していったことに価値がある。自治体担当者(神奈川県)曰く、「最初はまったく議論ができないような状況だったのが、何度も議論を重ねることによって接点を模索していった」そうである。

また、住民側で積極的にこのアジェンダ策定に関わった氏家雅仁氏は、「私が策定準備会に参加した当初は、『県行政は市民団体のイベントを行うことで市民の意見を聞いた体裁を整え、後はこれまでの行政プロセス同様に両県の内部で策定してしまうのではないか』との警戒感を抱いていた。しかし両県により配布された『策定ガイド』⁷を学習してみると、策定の初期からその根幹に市民が参加す

⁷ ローカルアジェンダ 21 策定ガイド(平成 7 年 6 月 (財)地球・人間環境フォーラム)

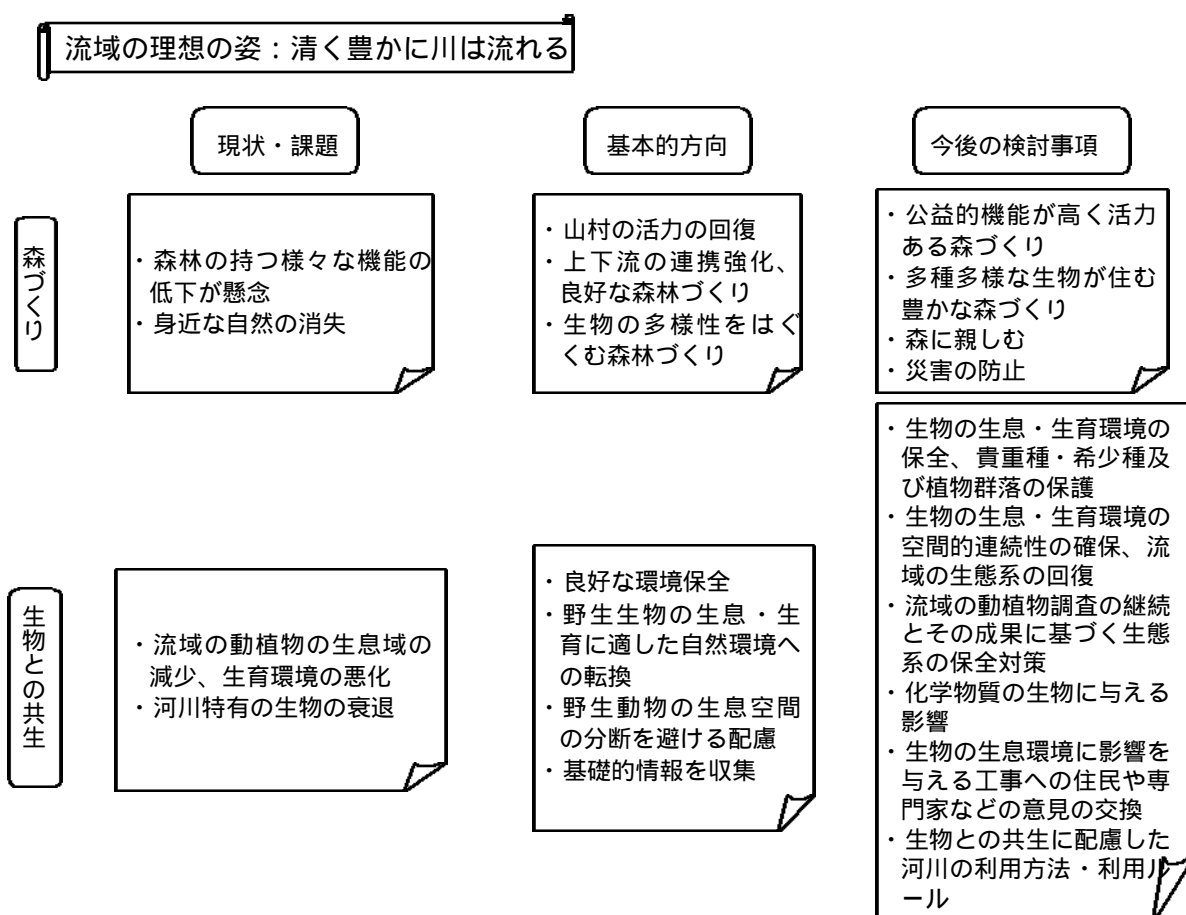
ることがアジェンダとしての要件となっていることがわかってきた」「これまでの対立の場とは異なる、もう一つの別の広場を行政とともに作り上げられるのではないかと考え、私は参加している」と述懐している（(財)地球・人間環境フォーラム発行『グローバルネット』1997年4月号「市民参加による桂川・相模川流域アジェンダ策定をめざして」）。

1 1) 温暖化防止、オゾン層の保護、森林保全等の地球環境問題への対応

桂川・相模川の流域の環境保全を行い、持続可能な発展を基調とした循環型社会を築くためのローカルアジェンダ21であり、流域環境の保全を通じて森林保全、生物多様性の保全等地球環境問題に対応している。

1 2) 地域の自然環境保全、廃棄物問題への対応、水質・大気汚染への対応

良好な森づくり、多様な生物との共生、水質・水量の保全、散乱ゴミや不法投棄のない地域づくりなどが盛り込まれている。





13) 地域の自然特性への評価および利用手段

現状の認識という項目で以下のような項目が評価されている。

- ・神奈川県における平地林の減少率
- ・水質汚濁負荷の状況 (BOD)
- ・上流から下流への枝流の水質、支流の水質 (BOD、COD、全窒素、全りん)
- ・流域での散乱ゴミの実態 (平成7年度、8年度、ごみの種類ごとの個数)
- ・流域市民の意識調査 (流域環境保全状況について・流域環境保全上の改善すべき事項について、流域環境保全活動への参加状況について)

14) 他の施策との関連づけ:

環境基本計画の補助推進事業の一つ。地域連携事業に位置づけられる。環境基本計画の長期的な目標である循環、共生、参加を地域において具体的に実現する施策である。

15) 実施の効果:

最大の効果は、複数の県を流域にもつ河川の流域環境保全のために、市民、事業者、行政が合意形成を図ることができたことである。また、流域の環境保全の行動計画となるアジェンダの策定・推進に当たり、市民事業者、行政が一体となって取り組んだことが挙げられる。

16) 実施の問題点:

「アジェンダ 21 桂川・相模川」を実効あるものとするため、各主体の具体的な行動をとりまとめていく必要がある。また、アジェンダに基づく市民、事業者、行政の環境保全行動が流域全体に広がっていくことが必要である。

17) 連絡先:

〒400-8501	山梨県環境局環境活動推進課	tel.0552-23-1503
〒231-8588	神奈川県環境部水質保全課	tel.045-201-1111

事例研究2 北海道地球環境保全行動指針（アジェンダ2.1北海道）

アンケート調査を「ワンポイントアイデア」に

北海道では、望ましい環境像として「環境への負荷の少ない持続可能な社会『環境保全型社会』」を掲げ、そのための道民一人ひとりに望まれる行動の道しるべとして本指針を策定している。基本指針として「環境に優しいライフスタイルの定着化」「環境に配慮した事業活動や公共事業などの展開」「道民、事業者の参加・実践を支える仕組みづくり」を掲げ、道民、事業者、行政の三者の果たすべき役割を総合的に示した。

1) タイトル：

北海道地球環境保全行動指針（アジェンダ2.1北海道）～地球のために私たちが
できること

2) 策定期期：

平成8（1996）年4月26日

3) 策定の経緯・手法：

- ・地球環境問題の解決に向けた各国の合意と、地域における環境保全活動の実践の重要性
- ・従来の規制を中心とした環境保全施策に加えて、自発的な環境への配慮を誘導していくことの重要性の高まり
 - － を背景に持続可能な社会の実現に向け、地域において講ずべき環境施策の方向と行動計画を定めた指針を定め、道民、事業者、行政が一体となって地球環境問題に取り組むこととした。

- ・ 庁内 地球環境保全行動指針等庁内策定検討会（庁内 13 部局の代表企画担当係長をメンバーとするワーキンググループ 平成 7(1995)年 7 月発足）による検討
- ・ 環境保全行動団体事業者（501 団体の環境保全活動団体と 404 団体の事業者団体を対象）に対するアンケート調査を行い(平成 7(1995)年 12 月～平成 8(1996)年 1 月実施)、具体的アイデアを募集し r ローカルアジェンダ 21 の中にワンポイントアドバイスとして盛り込む
- ・ 地球環境保全行動指針策定協議会（経済界、行政機関等の代表、有識者から構成される 24 名で構成 平成 7(1995)年 11 月発足）による検討
 - を経て策定。

4) 市民参加の方法:

- ・ 策定時の市民参加

北海道地球環境保全行動指針の策定に当たり、各地域において環境保全活動に先駆的に取り組んでいる団体や、事業活動を通じて地域社会を交えている団体など、道民や事業者に広くアイデアや意見を求めるとともに、学識経験者や各種業界団体から構成される協議会を設置し意見を伺うなど、広く道民の方々の意見を反映するよう努めた。
- ・ 実施における市民参加

一般市民向けに地球環境問題に関する講演会を催した。

平成 8, 9 年度	「地球環境フォーラム」の開催（各年 2 ヶ所開催）
事業者向けには企業が取り組むべき問題について以下のような事業を行った。	
平成 10 年度	「環境チャレンジ企業モデル事業」（23 企業参加）
	「環境道民会議」（60 団体で組織）
	「地球温暖化防止対策推進事業者会議」（毎年 1 ヶ所で開催）

5) 市民参加の程度:

平成 8, 9 年度	1 2 0 名 ~ 2 0 0 名程度
平成 10 年度	事業者会議で 1 5 0 名程度

6) 市民参加の範囲:

例えば「環境道民会議」は、以下のような団体の代表、会長、所長等を含んでいる。

- ・ 循環（くるくる）ネットワーク北海道
- ・ （社）鋼材倶楽部北海道地区運営委員会
- ・ 札幌市女性団体連絡協議会
- ・ 日本チェーンストア協会北海道支部
- ・ （財）日本野鳥の会札幌支部
- ・ （財）北海道環境財団
- ・ （社）北海道産業廃棄物協会
- ・ 北海道指導漁業協同組合連合会

- ・（社）北海道バス協会
- ・北海道百貨店協会
- ・北海道ボランティア・レンジャー協議会
- ・北海道木材協会
- ・北海道容器商業協同組合
- ・北海道林業協会
- ・（財）北海道老人倶楽部連合会
- ・札幌市
- ・北海道 など

7) 概要：

環境に配慮した行動に向けた3つの基本的視点として

1. 環境にやさしいライフスタイルの定着化
2. 環境に配慮した事業活動や公共事業などの展開
3. 道民、事業者の参加・実践を支える仕組みづくり

を掲げ、それぞれについて行動メニューを定め、家庭やオフィスでの行動の指針としている。対象期間は定めていない（p.33 図9 参照）。

リーディング事業 - 行動メニューとして、次の8項目を掲げている。

- 省エネルギー・新エネルギー
- 省資源・資源リサイクル
- 水資源や水環境の保全
- 大気環境の保全
- 自然環境の保全と身近なみどりづくり
- 廃棄物の適正な処理
- 環境学習、環境保全活動への参加
- 国際協力の推進

8) 特長

環境保全活動事業者団体に対するアンケート調査を行い、その結果の一部を「みなさんからのワンポイントアイデア」として、冊子にわかりやすく取組事例を掲載している。

9) 温暖化防止、オゾン層の保護、森林保全等の地球環境問題への対応

「第2章 環境保全のための行動指針」の中で地球環境問題を9つに大別し、望まれる行動をメニューとして道民・事業者、行政のそれぞれに具体的に示している。

- 第2章 環境保全のための行動指針
 - 行動指針のメニューと地球環境問題
 - 地球の温暖化
 - オゾン層の破壊
 - 酸性雨（雪）
 - 有害廃棄物の国境を越えた移動

海洋汚染

野生生物種の減少

熱帯林の減少

砂漠化

開発途上国の公害問題

基本的視点1 環境にやさしいライフスタイルの定着化

基本的視点2 環境に配慮した事業活動や鋼業事業などの展開

基本的視点3 道民、事業者の参加・実践を支える仕組みづくり

10) 地域の自然環境保全、廃棄物問題への対応、水質・大気汚染への対応

例えば環境に優しいライフスタイルの定着化の行動メニューの一つとして、「自然環境の保全と身近なみどりづくり」を挙げ、北海道の自然資源の動向を紹介し、自然環境への配慮を謳っている。行政行動の中では「森林を活用した自然とのふれあいの場づくり」等を挙げている。

また、水資源や大気保全も行動メニューとしてとりあげられている。

基本的視点2「環境に配慮した事業活動や公共事業などの展開」の中では、「ごみの減量化とリサイクル社会の確立」「交通や物流システムの改善」「水質や大気の一層の保全」「自然環境の保全と創造」などがあげられている。

11) 地域の産業構造に着目した環境負荷の低減手段

基本視点2「環境に配慮した事業活動や公共事業などの展開」の中で、「環境と調和した産業の展開」を挙げ、北海道の基幹産業である農林水産業、また観光などが環境に与える影響についての配慮を挙げている。ここでは、事業者に望まれる産業活動として、農業分野では「クリーン農業の推進」「農業用廃プラスチックの適正な処理」「自然環境に配慮した用排水路などの整備・管理」「家畜糞尿等の適正な処理や利用」などを挙げ、林業については、「伐採林齢の多様化・長期化、複層林への誘導」「広葉樹林の育成や改良」「間伐材の利用促進」「木材製品の耐久化や再利用等による森林資源の有効活用」を挙げている。

また、省エネルギー型住宅（北方型住宅）の導入や、石油代替エネルギーの利用として低温倉庫等への利雪をあげている。

12) 具体的で測定可能な目標の設定

「北海道環境基本計画」の中には定量的目標を盛り込んであるが、ローカルアジェンダ21は行動指針をまとめたものであり数値目標を設定していない。

13) 他の施策との関連づけおよびその手法:

北海道の環境政策の基本である「北海道環境基本計画」(平成10(1998年3月策定)において、「地球環境の保全に地域から取り組み循環型社会の実現」を長期目標の一つとして掲げており、この中で、本指針を活用した地球環境保全対策の推進を図ることとしている。

14) 実施の効果：

現在、普及啓発用として、各種環境関連行事、市町村などに窓口で活用されている。

15) 実施の問題点：

「北海道地球環境保全行動指針」の策定後は、フォーラム、会議等の開催により、周知を図ってきたが、さらに効果的に広めていく手段を検討したい。

このため、平成 10 年 9 月に、北海道の良好な環境を保全し、快適な環境を維持・創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な環境重視型の社会をつくることをめざして、道民、事業者及び行政が相互の連携のもとで、環境保全活動を推進するため、環境道民会議を設置し、全道的な展開を図ることとしている。

16) 連絡先、ホームページなど：

北海道環境生活部環境室環境政策課保全係
〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
TEL:011-231-4111 内 24-217 FAX:011-232-1793
<http://www.pref.hokkaido.jp>

図9 北海道地球環境保全行動指針の概要

事例研究3 アジェンダ21 かながわ

総合的で包括的なローカルアジェンダ21 -
広域自治体による策定手法の一例として注目

神奈川県では、全国で最も早くローカルアジェンダ21を策定した自治体の一つであり、県の各部局、県民団体、市町村、学識経験者などによる総合的な検討を行った後、総合的で包括的な「アジェンダ21 かながわ」を完成させた。

1) タイトル

アジェンダ21 かながわ

2) 策定期期

平成5年(1993年)2月

3) 策定の経緯・市民参加の手法

県の環境政策に関する協議の場として、関係44室課の課長レベルによる「神奈川地球環境保全連絡調整会議」を設置し、平成4年7月～12月にかけて5回の検討を行った。

また、県内の市町村が参加する「神奈川県市町村地球環境保全連絡会議」が平成3年9月、企業が参加する「神奈川県地球環境保全経済団体連絡会議」が平成4年1月に発足したのに続き、県民団体42(当時)の参加による「神奈川地球環境保全県民連絡会議」が発足し、平成4年3月から12月にかけて6回の検討を行った。これらの会議については県が事務局をつとめ、素案をとりまとめた。県民団体としては、関係各部からの紹介により、環境、青少年、女性、福祉、交通、安全、その他の団体が参加した。

素案発表は平成4年10月行われ、1ヶ月半にわたり県民参加の期間を設けた。手法は以下の2通りである。

- ・各種会議に事務局が出向き、説明を行い意見を聴取する方法
- ・素案に、意見を記入して投函できるようハガキを綴じ込み、団体に属していない県民からも意見を募る方法。

この手法により、よせられた総意見数は496(会議等293、ハガキ等203)

このうち、	素案へ反映・参考とした意見	399
	活用方法に関する意見	46
	その他(行政への要望等)	51

であった。

また、平成5年1月、新たに95団体、3つの部会から構成される「かながわ地球環境保全推進会議」が発足した。かながわ地球環境保全推進会議の県民部会には青少年団体、PTA、老人クラブ、協同組合、NGOなど47団体が所属している。同アジェンダはこの「かながわ地球環境保全推進会議」で採択された。

4) 概要

4の基本方針ごとに21の行動計画を設定し、それぞれについて県民、企業、行政の77の行動プログラムを例示するもので、行動計画 - 行動主体の順に整理されている。

4の基本方針・21の行動計画は以下の通り。

基本方向Ⅰ 環境保全型ライフスタイルの定着化

省エネルギー型のホーム・オフィスライフをすすめます
ゴミの減量化につとめます
ゴミの再資源化につとめます
自動車の走行に配慮します
節水・水の再利用につとめます
排水に配慮します
環境学習や実践活動をすすめます

基本方向Ⅱ 環境に配慮したまちづくり

都市のみどりづくりをすすめます
環境に配慮した都市基盤整備をすすめます
自動車交通体系の整備をすすめます
環境共生型住まい・オフィスづくりをすすめます
未利用エネルギーの利用をすすめます

基本方向Ⅲ 環境と共生する社会システムづくり

廃棄物処理対策を推進します
資源の有効利用につとめます
環境マネジメントシステムの確立をめざします
エコビジネスを支援します
フロンガス対策を推進します

基本方向Ⅳ 環境分野における国際協力の推進

環境保全に関する国際協力をすすめます
森林資源の保護対策をすすめます
環境保全技術の移転をすすめます

21 海外進出に際して環境配慮につとめます

5) 特長

全国に先駆けて策定。

企業、県の団体、市町村から構成されるかながわ地球環境保全推進会議を組織し当該アジェンダを推進している。

具体的行動を県民、企業、行政に分けて設定。

随所に「こうやればこうなる」という具体的な数字を出している。(例えば「仮に年間500万枚のコピー用紙を使っている企業であれば、高さ8mの直径14cmの木約520本を消費したことになります。これを古紙混入率70%の再生紙を使用すれば、364本の木を守ることになります」など)

第5章に「取り組みの実践事例」を掲げ、5つの事例を見開きで紹介している。

6) 温暖化防止、オゾン層の保護、森林保全等の地球環境問題への対応

地球温暖化防止の取り組み事例集を参考に温暖化防止の実践を呼びかけ、さらに具体的な事業活動として市町村と連携してフロン回収システム事業を実施。この事業は「神奈川県フロン回収処理推進機構」に移管され充実が図られている。

7) 具体的で測定可能な目標

基本方向ごとに目標をかかげている。数値目標としては以下のような目標を掲げているが、その他は記述的な目標である。

基本方向 環境保全型ライフスタイルの定着化：「10%の節電をすすめよう」
「ゴミの量を10%減らそう」「10%の節水をすすめよう」

8) 実施の効果・フォローアップ:

ローカルアジェンダ 21 策定過程で県民に参加してもらい認識が広がった。

フォローアップとしては、前述の「かながわ地球保全地域推進会議」の果たしている役割が大きい。同会議には平成 8 年 4 月現在で、47 団体の参加する県民部会、10 団体の参加する企業部会、県および市・町の参加する行政部会がある。ローカルアジェンダ 21 の実施を、推進会議の構成団体を通して呼びかけ、「かながわエコ通信」(2 回/年、各 30,000 部)を発行したり、神奈川新聞でのキャンペーン(5 回/年)や地球温暖化防止キャンペーン事業等を実施している。

ローカルアジェンダ 21 をベースとしたさまざまなイニシアチブには、例えば雨水とリサイクル資源を利用した環境共生住宅の建設、フロンガス回収・処分のシステム、公共事業における熱帯木材のコンクリート型枠の使用削減では、地域の建設業界の協力を得て、使用量の 70%削減を達成した。

事務局である神奈川県が構成団体の行動の実施状況を取りまとめて推進会議に報告し、また当年度の事業計画を推進会議に諮り、決定している。また、県民・企業・行政の連携を深めるため「推進実施活動交流会」を継続的に開催している。この中でローカルアジェンダの趣旨に沿って実践活動を行う個人・団体に対して「かながわ地球環境賞」や「かながわ地球環境保全ポスターコンクール」の表彰を行っている。また、推進会議の構成団体に呼びかけて温暖化防止の取り組み事例を収集し、わかりやすい事例集を作成した。(かながわから地球温暖化防止を - 100 の行動事例集)

9) 実施の問題点・課題:

目標がかかげてあっても実効性の確保についての手段が難しい。普及啓発に努めているが、個々の企業、県民にまで、具体的な行動を浸透させるまでには至っていない(自治体担当者)

10) 連絡先、ホームページなど:

神奈川県 環境部環境政策課 地球環境班

TEL:045-201-1111 内 3737, FAX:045-201-7908

<http://www.fsinet.or.jp/~k-center/>

事例研究4 ^{きょう アース(あす)} 京と地球の共生計画～京都府地球環境保全行動計画

「先人の知恵」の紹介と「観光客」の位置づけ

京都府は、気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3、地球温暖化防止京都会議）の開催地として、また、歴史と文化の香る伝統ある都市として、積極的な地球環境保全対策を行っているが、同府でローカルアジェンダ21と位置づけられている「京と地球の共生計画～京都府地球環境保全行動計画」においても、観光者も行動主体として位置づける、さまざまな先人の知恵を紹介するなどの工夫を行っている。市町村など直接市民に接する地方公共団体とは異なり、なかなか市民との直接のパイプをつくりにくい広域自治体としての悩みはあるものの、市民参加についても「京と地球の共生府民会議」を設置する等積極的である。

1) タイトル:

^{きょう アース(あす)}
京と地球の共生計画～京都府地球環境保全行動計画

2) 策定期期:

平成9年3月

3) 自治体名:

京都府

4) 策定の経緯・手法:

京都府では平成8年4月1日から施行した「京都府環境を守り育てる条例」において「人と自然が共生することのできる歴史と文化の香り高い環境の保全、安らぎと潤いのある快適で住み良い環境の想像」を目指すとともに「地球環境問題まで視野に入れた新たな環境保全施策」を積極的に推進することとした。

策定にあたっては、平成8年5月「京都府地球環境保全行動計画検討会議」を設置し、平成9年3月までに5回の検討会を行った。また、シンポジウム、モニター調査、府民意識調査などを行った。

5) 市民参加の方法・程度・範囲:

「京都府地球環境保全行動計画検討会議」でたとえば、京都府老人クラブ連合会、農業協同組合、河川美化団体連合会、連合婦人会、建設業協会、生活評論家、PTA協議会からの参画を得たほか、シンポジウム、モニター調査、府民意識調査で府民の意見聴取につとめた。フォローアップの体制では環境市民などのNGOの参加を得ている。

6) 概要:

以下の7章から構成される。

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1) 行動計画に関する基本的事項 | 5) 行動計画の目標 |
| 2) 地球環境問題の概況 | 6) 行動の基本方向 |
| 3) 京都府社会の特性 | 7) 行動プログラム |
| 4) 京都府における温室効果ガス
排出量 | |

対象期間：目標年次は 2010 年度（平成 22 年度）

行動の基本方向としては、以下の 4 つを挙げている。

- (1) 環境に配慮したライフスタイルづくり
- (2) 環境と共生する地域づくり
- (3) 環境に配慮した社会システムづくり
- (4) 地球環境保全に向けた国際貢献

これに基づく行動計画は以下の通り。

1) 省エネルギー - の推進

【府民】電気、ガス、灯油の節約、省エネ機器等の利用

【事業者、行政、観光旅行者等】オフィスでの電気、ガスの節約、省エネ機器等の利用

2) ごみの減量化・リサイクルの推進

【府民】ごみの減量化、ものを大切に使用する、ごみの分別・リサイクル

【事業者】オフィスでのごみの減量化、包装の簡素化

【行政】オフィスでのごみの減量化、ごみの減量化に関する普及啓発活動、ごみ減量化、リサイクル等の取組支援

【観光旅行者等】行楽地などの環境美化、公共の場での分別回収、使い捨て製品の利用を控える、など

3) 節水及び水の有効利用の推進

【府民、事業者、行政】家庭での工夫による節水、節水機器等の利用による節水

【観光旅行者等】節水

4) 環境に配慮した適切な車の使用

【府民】車の点検・整備、環境に配慮した運転、車の利用を控える、環境に配慮した車の購入

【事業者、行政】車の点検・整備、環境に配慮した運転、車の利用を控える、環境に配慮した車・低公害車の導入

【観光旅行者等】車の利用を控える、環境に配慮した運転

5) 環境に配慮した商品の利用

【府民、事業者】環境への負荷ができるだけ少ない商品の購入、リタ - ナブル容器に入った商品の購入、リサイクル困難な商品の購入の自粛

【行政】環境への負荷ができるだけ少ない商品の購入、リタ - ナブル容器に入った商品の購入、リサイクル困難な商品の購入の自粛、再生品等の利用促進のための啓発、環境にやさしい店舗の育成の促進

6) 環境学習、環境保全の実践活動の推進

【府民】環境の大切さ等を学ぶ、地域での環境保全への協力、身近な環境を観察し、環境の変化などをチェック

【事業者】職場での環境学習、地域での環境保全活動への協力

【行政】職場での環境学習、環境学習・教育の推進、環境学習の場づくりや機会の創出など

【観光旅行者等】府の取組の理解、協力

7) 野生動植物や自然生態系の保全

【府民、事業者】野生動植物の種の保護、生息成育地の保全など

【行政】自然環境の調査研究及び情報提供、自然環境の保全対策など

【観光旅行者等】野生動植物の種の保護、生息成育地の保全など

8) 新エネルギー - の導入とエネルギー - 利用の効率化

【府民】太陽光等の新エネルギー - の利用

【事業者】太陽光等の新エネルギー - の利用、事業活動での省エネ化、効率のよいエネルギー - 供給システムの導入

【行政】太陽光等の新エネルギー - の利用、リサイクル型エネルギー - の有効活用、効率のよいエネルギー - 供給システムの導入など

9) 建築物の省エネルギー - の推進

【府民】断熱材等による省エネ住宅化

【事業者】建築物の省エネ化

【行政】公共施設での省エネ化など

10) 環境に配慮した交通・物流体系の整備の推進

【事業者】物流の効率化による省資源、環境負荷の低減、交通混雑解消のための交通施設整備

【行政】公共交通施設の利用拡大、道路整備による交通混雑の解消、道路交通の適切なコントロール

11) 緑豊かな地域づくり

【府民】庭やベランダの植栽、緑を守る運動等への参加

【事業者】工場等の敷地内緑化、地域の緑化活動への参加・協力

【行政】公共施設の緑化、緑の保全意識の普及など

【観光旅行者等】観光地等訪問先の緑を大切にする

12) 良好な水環境の保全と創造

【府民】家庭での生活排水対策、身近な水辺と親しみ地域での美化活動へ参加

【事業者】排出水の汚濁負荷の低減、開発事業等における環境への負荷の低減、地域での美化活動への参加

【行政】公共工事等における環境への負荷の低減、河川・海域等の水質管理、生活排

水対策の推進など

【観光旅行者等】身近な水辺と親しみ、水辺環境を保全

13) 自然豊かな地域づくり

【府民】身近に昆虫や小動物が生息できる空間の確保

【事業者】開発事業における自然環境の確保など

【行政】自然環境に配慮した開発事業に関する情報の提供、公共事業における自然環境への影響の低減

14) 環境に配慮した農林漁業の推進

【府民】環境に配慮した農業の推進への理解、協力、農山漁村と都市の交流

【事業者】堆肥等有機物の施用などの土作り、環境保全型農業の推進、持続可能な林業経営、資源及び環境に配慮した漁業経営

【行政】環境保全型農業の推進についての情報提供や指導、環境への負荷の少ない技術の開発や普及など

【観光旅行者等】農山漁村と都市の交流

15) リサイクルシステムの形成

【府民】資源ごみの自主的な集団回収、フリママーケットや不用品交換会等の開催、再生品の集団購入、コンポスト化容器等でできた堆肥の使用

【事業者】資源ごみ回収ルートの整備、再生品の共同購入、ごみの少ない生産システム、リサイクル可能な製品づくり、環境やリサイクルに配慮した商品の販売など

【行政】再生品の積極的な購入、再生品の利用促進のための啓発、自主的な回収活動の支援、分別収集の促進、ごみ減量化・リサイクル体制の総合的整備

16) 環境に配慮した事業活動の形成

【事業者】環境管理の推進、環境保全のための技術開発、製品アセスメント、熱帯林や温帯・北方材の使用抑制など

【行政】環境保全型産業の育成、熱帯林や温帯・北方材の使用抑制

17) フロン回収の促進

【府民】フロン回収への協力

【事業者】フロン回収システムの整備、フロンを使用しない生産体制の整備

【行政】公用車や公共施設のフロン回収、フロン回収システムの整備、事業者のフロン対策の支援

18) 国内における国際環境協力の推進

【府民】国際交流活動への参加・協力

【事業者】国際交流活動への参加・協力、環境保全技術の移転、開発途上国に適した環境保全技術の研究開発

【行政】開発途上国からの研修生の受け入れ、国際交流の場の整備、国際交流に関する

る情報の提供

19) 海外における国際環境協力の推進

【府民】海外における環境保全活動への参加、協力

【事業者】海外における環境保全活動への参加、協力、海外進出における適切な環境配慮、海外における環境保全技術の移転

【行政】海外における環境保全技術の移転、府民及び事業者への活動への支援

7) 特長

1) 観光旅行者等の位置付け

行動の主体に府民、事業者、行政に加え、「観光旅行者等」を位置付けた。

2) 「京都の先人の知恵」の紹介

自然と共生しつつ、歴史と文化の香り高い独自の環境を形成してきた京都の特性を踏まえ、これらを生かした取組を重視することとし、京都の伝統の中で培われ、現代にもなお通ずる環境に配慮した行動事例を「京都の先人の知恵」として10事例紹介している。

3) 環境家計簿モニタ - 調査実践例紹介

環境家計簿モニタ - 調査による実際の二酸化炭素排出削減の実践例を多く盛込んだ。

4) 府民提案紹介

平成8年11月～12月に実施した府民意識調査の中で出されたユニークな府民の意見を紹介した。

5) 事例紹介

省エネルギー等主な取組について、日頃の行動の目安ともなるよう、具体的な行動に応じた削減効果を事例として多く盛込んだ。

8) 温暖化防止、オゾン層の保護、森林保全等の地球環境問題への対応

特に温暖化防止については二酸化炭素排出量の目標値を掲げるなど、対応している。

行動プログラムでは主として以下のような項目が対応している。

- 省エネルギーの推進
- 環境に配慮した適切な車の使用
- 環境に配慮した交通・物流体系の整備の推進
- 新エネルギーの導入とエネルギー利用の効率化
- 建築物の省エネルギーの推進
- フロン回収の促進

9) 地域の自然環境保全、廃棄物問題への対応、水質・大気汚染への対応

行動プログラムでは以下のような項目が対応している。

- ごみの減量化・リサイクルの推進
- 野生動植物や自然生態系の保全

- 緑豊かな地域づくり
- 自然豊かな地域づくり
- 環境に配慮した農林漁業の推進

10) 地域の産業構造に着目した環境負荷の低減手段

京都は旅行者が多いということから、府民、事業者、行政に加え観光旅行者を行動主体に位置づけている。

たとえば「ごみの減量化・リサイクルの推進」では、「行楽地などの環境美化、公共の場での分別回収、使い捨て製品の利用を控える」など。

また、実施にあたっては、観光旅行者用の「京と地球の共生計画」のチラシを、旅館やホテルの協力を得て、部屋においてもらっている。

11) 具体的で測定可能な目標の設定

計画の中で、二酸化炭素、メタンについて、京都府の人為的排出行為による1990年度（平成2年度）における排出量を推計するとともに、2000年および2010年の将来推計を行っている（第4章京都府における温室効果ガス排出量）。

将来推計においては、対策なしのケース、対策ケース1，および対策ケース2について行っている。

二酸化炭素排出量（CO₂）の現況及び将来推計（単位；tC）

		1990年度	2000年度	2010年度
総排出量	対策なし	3,926,769	4,571,593	5,110,628
	対策	同上	4,221,638	4,472,034
	対策	同上	4,018,826	4,056,402
一人あたり排出量	対策なし	1.51	1.74	1.95
	対策	同上	1.60	1.70
	対策	同上	1.53	1.54

また行動計画の目標について、特に二酸化炭素排出量の目標を次のように設定している。

- 2010年度（平成22年度）の二酸化炭素排出量（総量および一人あたり）を1990年度（平成2年度）のレベルから可能な限り削減するように努める。

12) 他の施策との関連づけ：

府環境を守り育てる条例等をふまえている。

京都府環境基本計画は平成10年9月に策定されているが、「京と地球の共生計画」との関連づけは特には行っていない。

13) 実施の効果：

計画をつくって終わりではなく、普及啓発に力を入れ、ありとあらゆる機会に説明して歩いたので、ある程度広まった。策定課程での反省として検討委員会を

公開でやるべきだった、もっと NGO の参加をしてもらったということがあるが、その反省をフォローアップ体制に活かし、「気候ネットワーク」などの NGO の参加も得ることができた（自治体担当者）。

14) 実施の問題点・課題：

- 1) 市町村レベルの自治体にくらべ、住民との直接的なパイプをつくるのが難しい。
- 2) より多くの人々の注意を喚起するためのツールが必要。たとえば、ビジュアルな視聴覚ツールなど。

15) フォローアップ：

平成 10 年 12 月「京と地球の共生府民会議」を設置した。これは地球温暖化防止を主目的とした、行政、事業者、NGO 等によるネットワークである。

また、数値目標として二酸化炭素を 1990 年レベルから「可能な限り」削減、という部分について、具体的数値を策定中である。これは「京と地球の共生計画」を補完・拡充するかたちで 6 種類の温室効果ガスを対象にする予定。

16) 連絡先、ホームページなど：

京都府企画環境部環境管理課 tel.075-414-4708

<http://www.pref.kyoto.jp/intro/21cent/kankyo/>

政令指定都市

事例研究5 ローカルアジェンダ21 さっぽろ（北国のエコアクションさっぽろ）

「雪」という地域特性に注目

札幌市は積雪寒冷地に位置しており、雪との関わりが深い。省エネにしても冬の生活をいかに北国に適したものにしていけるかによって大きな効果を上げることができることに着目し、例えば事業者行動に「融雪機、ロードヒーティングの適正利用、省エネ化に努める」「排雪の共同化等の効率化に努める」「雪に親しむ」等、「雪」を意識したローカルアジェンダ21づくりを行った。

1) タイトル:

ローカルアジェンダ21 さっぽろ（北国のエコアクションさっぽろ）

2) 策定期期:

平成9(1997)年11年

3) 策定主体:

札幌市

4) 策定の経緯:

平成7年12月に「札幌市環境基本条例」を制定し、その中で、市民、事業者等の自発的な活動の支援や地球環境保全のための施策の推進等を規定していることから、「アジェンダ21」の理念に基づき、札幌市民、札幌市内の事業者、札幌市が主体的に行うべき、地球環境保全のための具体的な行動計画を「ローカルアジェンダ21 さっぽろ」としてとりまとめた。

5) 策定の手法:

学識経験者、市民団体関係者、企業関係者、行政（札幌市）で構成する「札幌市環境保全活動推進会議」を設置し（平成8(1996)年）、協議・検討した結果を基に策定した。

6) 市民参加の方法・程度:

1. 策定時の市民参加

- ・ローカルアジェンダ21の検討組織に市民団体関係者（12人）に参加してもらった。
- ・「札幌市環境保全活動推進会議」で協議・検討した素案に対する市民意見を公募し（意見数147件）、ローカルアジェンダ21に反映させている。

2. 実施における市民参加

- ・「環境家計簿札幌市民版」の配布（6,000部）
- ・「さっぽろエコクラブ1万人の輪」会員数（1,100人）

7) 概要:

構成

ローカルアジェンダとは

地球環境問題と札幌市

環境保全のための市民の行動

1. 冬(雪)に関わる行動

2. 環境に配慮したライフスタイル

環境保全のための事業者の行動

1. 環境と経営理念

3. 事業者の共通の取り組み

2. 冬(雪)に関わる取り組み

4. 事業分野ごとの取り組み

環境保全のための行政の行動

1. 行動の支援

3. 率先エコ事業編

2. 率先エコオフィス編

4. 推進体制

行動計画の推進

1. ネットワークの充実

2. フォローアップ

環境保全活動に関する問い合わせ先

対象期間: 21世紀初頭

フォローアップ

1. 行動計画の啓発

2. 行動の実施状況の把握

3. 行動の評価及び行動計画の見直し

8) 特長

- ・ 冬(雪)に関わる行動

札幌市は積雪寒冷地に位置しており、冬(雪)との関わりが深いことから、冬(雪)に関わる行動計画を盛り込んだ。

- ・ 事業分野別行動計画

事業所の共通の取り組みに加えて、国の基本計画の事業分野を参考として、事業分野別の行動計画を盛り込んだ。

9) 温暖化防止、オゾン層の保護、森林保全等の地球環境問題への対応

数値目標は示していないが、内容は、すぐにできる具体的行動として「地球環境問題と札幌市」の中に盛り込んでいる。

10) 地域の自然特性への評価および利用手段

冬(雪)に関わる行動計画を市民及び事業者の取り組みの中に盛り込んでいる。

環境保全のための市民の行動

1. 冬(雪)に関わる行動

エネルギーの節約

自動車の適切な利用

住まいの工夫

親雪

環境保全のための事業者の行動

2. 冬(雪)に関わる取り組み

エネルギーの節約

自動車の適切な利用

1 1) 地域の産業構造に着目した環境負荷の低減手段

以下に示す 9 個の事業分野を設定し、各事業分野独自の行動計画を盛り込んだ。

建設業者	運輸事業者
販売業者	ホテル事業者
廃棄物処理業者	その他の各事業者
製造業者	業界の団体
エネルギー供給事業者	

1 2) 具体的で測定可能な目標の設定

数値目標は設定していないが、ローカルアジェンダを具体的に進め、その実施状況を把握するため、以下の方策を実施している。

・市民の行動計画の推進方策

「環境家計簿札幌市民版」の作成・配布（平成 10(1998)年 5 月作成）

「北国のエコアクションさっぽろ」の行動計画を進めていくうえで、市民がどのくらい行動し、どのくらい節約したかをチェックしてもらうよう、環境庁で作成した環境家計簿を参考として札幌市が冬に関係する行動計画を盛り込み作成したもの。

「さっぽろエコクラブ 1 万人の輪」制度の設置（平成 10(1998)年 5 月設置）

ローカルアジェンダ 21 を実践していくために、広く市民へ周知することを目的として設立された。

・事業者の行動計画の推進方策

「環境行動評価書札幌事業者版」の作成・配布

各事業者が環境保全への取り組みを進めていくうえで必要な、環境への負荷量や環境保全への取り組み状況の自己チェック、また、各事業所独自の環境行動計画の作成ができるように、「ローカルアジェンダ 21 さっぽろ」を基に、環境庁の環境活動評価プログラムを参考として作成されたもの。

「さっぽろダイエット推進事業所」登録制度の活用

既存の「ごみダイエットメニュー」に新たに項目を追加し、14 項目になる省エネ、省資源に関する具体的取り組みを提示している。

1 3) 他の施策との関連づけおよびその手法:

「札幌市環境基本計画」に示されている『環境保全・創造に向けた行動指針』の具体的な行動計画をまとめたものをローカルアジェンダ 21 と位置づけている。

1 4) 実施の効果

「環境家計簿札幌市民版」、「環境行動評価書札幌事業者版」の配布 1 年後の平成 11 年度、実施状況を把握し公表していく予定である。

15) 問題点または課題:

実施状況把握後に問題点を検討していきたい。また、行政指導ではなかなか広まらないことも今後の検討課題となろう。

16) 連絡先、ホームページなど:

ローカルアジェンダ 21 さっぽろの推進方策について、平成 11 年度よりホームページに掲載予定である。

連絡先：札幌市環境局環境保全部環境活動推進課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

TEL:011-211-2877,FAX:011-211-5105

<http://www.city.sapporo.jp/city/>

事例研究6 京（みやこ）のアジェンダ 21

プロセス重視のローカルアジェンダ 21

地球温暖化防止京都会議の開催地である京都市では、地球温暖化地域防止計画としての性格を兼ね備えたローカルアジェンダ 21 を策定している。省エネ型のライフスタイルの提案として、服装（エコアパレル・デザイン革命）や住まい（環境共生住宅）など生活の基本となる衣食住にまで踏み込み、さらに交通、エコインダストリーといった幅広い分野での行動を盛り込んだ内容となっている。さらにローカルアジェンダ 21 の策定過程を重視し、これを市民行動のプロセスと捉えている点においては、前項の豊中市と同様である。

1) タイトル：

京みやこのアジェンダ 21

2) 策定期期：

平成 9 年 10 月

3) 策定主体：

京のアジェンダ検討委員会

4) 策定の経緯・手法：

京都市では平成 8 年 3 月に京都市の環境施策のマスタープランである「新京都市環境管理計画」を策定し、さらに平成 9 年 4 月に「環境基本条例」を施行した。その中で、環境保全のための行動計画・行動指針を策定することとしている。また、平成 9 年 7 月には「京都市地球温暖化対策地域推進計画」を策定した。

このような経緯をふまえ、21 世紀に向けた持続可能な都市づくりをめざし、京都市のローカルアジェンダを策定するため、平成 8 年 10 月から行政、市民団体、学識経験者、事業者などからなる「京のアジェンダ 21 検討委員会」（座長：内藤正明・京都大学大学院工学研究科教授、事務局・京都市環境保健局環境保全室環境管理課）を設置した。会議は公開で行われ、内容を詰めていくためテーマごとのワーキンググループが設けられた。（全体委員会としては 11 回開催、小委員会を含めてトータルで 39 回開催）

この中で、京都市で実施すべき地球環境保全のための共通の課題やその解決のための手だてなどを話し合い、地球温暖化防止対策である二酸化炭素排出量を指標にした環境負荷削減行動メニューの作成、市民、事業者、行政の自主的な行動計画づくりの誘導、環境負荷削減に向けた市民、事業者、行政のパートナーシップづくりの方策などを検討した。

5) 市民参加の方法・程度：

- ・ 「京のアジェンダ 21 検討委員会」に 7 人の市民団体委員、5 人の事業者団体委員の参加を得た。
- ・ 「京のアジェンダ 21 検討委員会」を公開で行い、平均 10 人程度の傍聴を得た。適宜傍聴人からも意見を求めた。
- ・ ワークショップの開催（20 人前後×4 回）

- ・ シンポジウムの開催（150人程度）
- ・ 中間とりまとめ（平成9年6月）のリーフレットを市の各窓口においたり、環境月間行事に、意見用紙と一緒に1800部配布した。

6) 市民参加の範囲：

検討委員会に市民団体、消費者団体、婦人団体、事業者団体などが広く参加。また、行政の産業観光局、教育委員会等からも参加した（p.14）

7) 概要：

「京のアジェンダ 21」は特に二酸化炭素排出量の削減をめざす行動計画であり、3つの基本方針と5つの重点取組を中心としている。

<基本方針>

- ・ 京都の特性を活かした生活様式と事業活動づくり
- ・ 環境と共生する物質エネルギーの循環システムづくり
- ・ 環境にやさしい交通と物流システムづくり

これらを京都と地球の持続的な発展をめざす計画の基本方針とし、この方針に基づき、次の5項目を重点的に取り組むこととしている。

(1) 省エネルギー・省資源のシステムづくり

- ア) 省エネ型ライフスタイルへの誘導と実践
- イ) エコアパレルデザイン革命～省エネ生活に相応しい服装
- ウ) ものの長期使用と節約
- エ) ごみ減量化とリサイクルを意識したものの購入
- オ) 容器・包装ごみの見直し
- カ) リユース（再使用）の推進
- キ) エネルギーの効率的利用
- ク) エコマテリアル（環境への負荷の少ない原材料）の採用
- ケ) 自然エネルギーの利用促進
- コ) 住まいの断熱化の推進
- サ) 環境共生型住宅の推進

(2) グリーン・エコノミック・ネットワークづくり

- ア) グリーンコンシューマーづくり
- イ) グリーン購入の拡大
- ウ) グリーンショップの拡大
- エ) エコインダストリーの育成
- オ) エコロジー農業の推進

(3) エコロジー型新産業システムづくり

- ア) ゼロエミッション型（廃棄物のない完全資源循環型社会システム）の地場産業ネットワークの形成
- イ) 逆工場団地構想
- ウ) 環境配慮型経営の推進
- エ) エコロジー産業の育成
- オ) 緑地・森林の保全
- カ) エコサービス供給事業・活動の推進

- (4) エコツーリズム都市づくり
 - ア) エコミュージアム（地域丸ごと博物館）づくり
 - イ) 京都の新しいエコロジカルな魅力づくり
 - ウ) 歩くことが楽しい京都の街並みづくり
 - エ) 観光関連サービスのエコロジー化
 - オ) 観光関連施設のエコロジー化
- (5) 環境にやさしい交通体系の創出
 - ア) 公共交通の利用促進
 - イ) 自転車の利用促進
 - ウ) 自動車交通量の抑制
 - エ) 交通環境づくり
 - オ) 環境負荷の少ない自動車の普及促進

8) 特長

京都市担当者は以下のような点を挙げている。

- ・ 行政だけが決めたものではない点。事業者、市民なども巻き込み、皆でとりくむべきテーマを考えた。文字通りの「パートナーシップ」。
- ・ まとめた「京のアジェンダ 21」が成果ではなく、これが出発点ととらえ、今後の市民、行政、事業者の行動の実践、協働する仕組みや運動づくりを「ローカルアジェンダプロセス」として重視している点。

9) 温暖化防止、オゾン層の保護、森林保全等の地球環境問題への対応

「温暖化防止のための行動計画」ということを前面に押し出している。他の地球環境問題については直接には対応していないが、温暖化防止対策は他の問題と関わっていることも多いので、間接的ではあるが結果として対応することになると考えている（京都市担当者）。

10) 地域の自然環境保全、廃棄物問題への対応、水質・大気汚染への対応

緑地・森林の保全、省資源を通じた廃棄物問題への取組 など

11) 地域の産業構造に着目した環境負荷の低減手段

エコロジー型新産業システムの構築、エコツーリズムの推進 など

12) 以上の取り組みに関する具体的で測定可能な目標

「京都市地球温暖化対策地域推進計画」（平成 9 年 7 月）の目標を今後具体化される個々の計画のベースとし、市民、事業者、行政の積極的な取組の中で、さらに新たな目標をめざすこととする。なお、「京都市地球温暖化対策地域推進計画」では、京都市域における二酸化炭素排出量を 2010（平成 22）年までに 1990 年（平成 2 年）レベルの 90%に抑制することを目指している。

13) 他の施策との関連づけ:

ローカルアジェンダ 21 は単なる行動計画ではなく、市民、行政、事業者三者の「行動計画」である。行政が担うべき分野については、他の行政計画と整合性を

はかりつつ、行政が責任をもってすすめるが、民間部門については民間が主体となって行動をすすめるものである（市担当者）

14) フォローアップ体制:

平成 10 年 11 月、「京のアジェンダ 21」に示された取組の具体化をすすめるために「京（みやこ）のアジェンダフォーラム」を設立。これは、市民、事業者、市民団体、事業者団体、行政機関により構成され、メンバーは 12 月現在、150 名・団体にのぼる。

組織体制は以下の通り。

幹事会：フォーラムの運営を行う

計画推進委員会（定員 40 名以内）：アジェンダに示された取組の具体化を進める

専門委員会：調査研究および幹事会や計画推進委員会への助言

ワーキンググループ：計画推進委員会のもとに具体的な活動を行う

ワーキンググループは以下の 6 テーマで設置されている。

環境家計簿ワーキンググループ

グリーンコンシューマーづくりワーキンググループ

ISO 支援・エコオフィス運動・グリーン購入ワーキンググループ

ゼロエミッション型産業ネットワークづくりワーキンググループ

エコツーリズムワーキンググループ

環境にやさしい交通体系の創出ワーキンググループ

15) 実施の効果:

市担当者は、「市民参加を重点においてきた。いろいろな意見の対立もあったが、従来の『行政対市民』の対立型を脱却し、お互いに『パートナーシップ』を身をもって学習できたのは大きな成果である。市民の関わり方も『行政が言っているから行政に責任がある』というようなものではなく、『自分も自発的に計画策定に参加したのだから、その実施にも積極的に関わろう』という姿勢に変化してきた。これが、地球環境の保全、地域の環境の保全にどこまで効果を発揮するかは、長期的な問題となり、評価は難しい。今は一概にはいえない」とのことである。

16) 実施の問題点:

実施の鍵をにぎる点としては以下のようなものが挙げられる（市担当者）

市民が LA の運動にどれだけ参加してくれるか。

LA の実施効果をどのように評価していくか、またどのようにそれを社会に見せていくか。

17) その他:

< 策定の予算 >

検討委員会の開催費用

シンポジウム、ワークショップの開催費用

広報ツールの作成費用

その他事務的経費

以上、大づかみにいって、平成 8 年度が 60 万円、平成 9 年度が 1,300 万円、平成 10 年度が 200 万円程度。

1 8) 連絡先 :

京都市環境局環境企画部地球環境政策課

事例研究 7 えべつアジェンダ 2 1

環境保全の長期戦略として

「原始林と石狩川にいだかれたふれあいのまち」を目指して総合的なまちづくりをすすめる江別市では、平成 8 年、「えべつアジェンダ 21」(江別市環境管理計画)を策定した。これはローカルアジェンダ 21 の要素を基本として、環境を、自然環境、生活環境、快適環境、そして地球環境という 4 つの面から捉えている。特徴的なのは第 5 章として「えべつアジェンダ 21 前期推進計画」を掲げていること、「えべつアジェンダ 21 を支えるもの」として市民参加の推進や制度の整備とならべて、「情報の整備と提供」を挙げていることである。

1) タイトル

えべつアジェンダ 21

2) 策定期期

平成 8 年(1996)年 3 月

3) 策定主体

江別市

4) 策定の経緯

江別的な望ましい姿を目指して、対象期間を 30 年とする「江別市新総合計画」を策定し、平成 7(1995)年度から前期 10 ヶ年の基本計画が始まった。

「えべつアジェンダ 21」は、この新総合計画を環境面から補い、地域及び地球環境を保全するための行動を、具体的に示すものとして策定された。

5) 策定の手法

江別市環境所管課において企画立案されたものを学識経験者等から構成される公害対策審議会で確定されたものを市町へ答申して決定された。

6) 市民参加の方法

公害対策審議会で審議されたものを素案として提供し、自然保護団体等から直接ヒアリングをして意見聴取をした。

7) 市民参加の程度および範囲

自然保護団体 7 団体

関係団体等 9 団体

(労働組合、消費者協会、教育研究会など)

8) 概要

環境の望ましい姿として 地球を守るまち、豊かな自然をはぐくむまち、人にやさしいまち、うるおいとやすらぎのあるまち - を掲げ、対象とする環境の範囲を、自然環境、生活環境、快適環境およびそれらを含んだ地球環境としてい

る。対象期間は、平成 7 年から 30 年間であり、計画の効率的な達成を図るため、10 年ごとに前期、中期、後期とし、前期の実施計画を 5 章、および 6 章に掲載している。具体的な施策体系は以下の通り。

<えべつアジェンダ 21 施策体系入る>

また、江別市全域をいくつかに分け、それぞれの地域ごとの環境特性を示し、地域別行動指針を掲げている。

9) 特長

- ・ 30年間にわたる地域の自然や生活環境を保全する長期指針として策定されていること。
- ・ 最初の10年間の前期推進計画を示していること
- ・ えべつアジェンダ21を支えるものとして「情報の集積・整備・提供」を重視していること

10) 温暖化防止、オゾン層の保護、森林保全等の地球環境問題への対応

望ましい環境像の一つとして「地球を守るまちの実現に向けて」を掲げ、ここで循環型社会の実現、地球環境の保全を掲げている。

11) 地域の自然環境保全、廃棄物問題への対応、水質・大気汚染への対応

「豊かな自然をはぐくむまちの実現に向けて」として、生態系の保全、身近な緑の保全と創出、また「人にやさしいまちの実現に向けて」として、産業公害の未然防止、都市・生活公害の防止、自動車公害の防止等を挙げている。

12) 地域の自然特性への評価および利用手段

平成2年度からアメニティ水道事業を実施している。江別駅周辺560mにわたり市街地に流雪溝を作り、下水道の処理水を活用している。

13) 実施の効果

基本方針である「地球を守るまちの実現に向けて」、「豊かな自然をはぐくむまちの実現に向けて」、「人にやさしいまちの実現に向けて」、「うるおいとやすらぎのあるまちの実現に向けて」の4項目について年次ごとに全課の進行管理を実施し、各種事業に「えべつアジェンダ21」の趣旨が反映されつつある。平成10(1998)年度からは「環境の概要」の中に進捗状況が報告されている。

14) 問題点または課題:

具体的な数値目標を設定していない。また目標達成のための基本施策展開の方向が示されていない。これらは環境基本条例作成段階で見直しを図っていきたい。同時に生涯学習等市民教育の取り組みの中で普及を図りたい。

15) 連絡先:

江別市役所市民部環境課環境対策係り
〒067-8674 江別市高砂町6
TEL:011-381-1019,FAX:011-381-1070

事例研究 8 志木市環境基本計画

行政・市民の二人三脚

志木市では、市内にある「エコシティ志木」という民間環境団体が中心となり、自ら「市民がつくる志木市の環境プラン」という名称の独自の環境プランを 3 年の時を費やして作成した。このような市民の環境に対する熱意が、同市の環境基本計画を策定する一つの背景となっている。

志木市では、志木市環境基本計画を策定する際、26 名の委員からなる「志木市環境市民会議」を設置し、庁内検討会議と併行して計画案の作成を行った。このなかで、上記の「市民がつくる志木市の環境プラン」を市環境基本計画を推進する上での具体的な取り組み・活動例として反映させている。

上記の「市民がつくる志木市の環境プラン」もローカルアジェンダ 21 として先進的な事例であるが、本報告書では、行政と市民の二人三脚によって作成された志木市の環境基本計画を、市民一人一人の環境に対する責任や関心度を向上させ、環境基本計画の効力を十分に発揮させる土台を作り上げたケースとして紹介する。

1) タイトル:

志木市環境基本計画

2) 策定期期:

平成 11 年 3 月

3) 策定の経緯:

志木市では、市内の代表的な民間環境団体である「エコシティ志木」によって「市民がつくる志木市の環境プラン」の策定作業が平成 7 年から始められていたが、行政側は広く市民の意見を反映させたいとの考えから、市民版環境プラン策定後に行政としての指針づくりに着手した。

市では環境基本計画を作成するに当たり、各分野の市民代表 26 人からなる環境市民会議を設け、行政側の検討会議と併行する形で会議を重ね、市民の意見やアイデアを盛り込んだ環境計画を策定した。環境市民会議と庁内検討会議は、下記のような日程で進められた。実際に環境基本計画の策定準備が始まったのは平成 9 年度からで、会議等が本格的に開かれたのは平成 10 年度にはいつてからである。

< 策定の経緯 >

月	環境市民会議	庁内検討会議	その他
平成 10 年 4月	委員委 環境基本計画の概説	計画の概要 策定スケジュールについて	
5月	策定スケジュールについて アンケート調査について ・アンケートの手法、内容の検討		アンケートの発送
6月	計画フレームの検討 ・計画の特性 ・対象とする環境の範囲		アンケートの集計 環境講演会
7月	計画フレームの検討 ・フレームの最終検討		
8月	アンケートの集計結果について アンケートの集計結果と計画フレーム のすり合わせ 基本的施策の検討 行動指針について		
9月	基本的施策の検討 計画の構成及び施策の体系について 計画の推進について	環境市民会議の進行状況 アンケート調査結果の概要 計画の構成及び施策の体系 について 具体的な施策と行動指針に ついて 目標の数値化について	
10月	計画の構成、施策の体系について 計画の構成及び施策の体系について 基本的施策の検討		
11月	計画素案の提示・検討 計画内容の表現方法について 計画の特徴付けについて		
12月	計画素案の検討	計画素案について ・具体的な施策について ・担当課の位置付けについ て ・目標数値の設定について	
1月		計画素案の最終調整 ・具体的な施策について ・担当課の位置付けについ て ・目標数値の設定について	
2月	計画案の提示、承認		政策会議 全体計画の説明 庁議 政策会議の結果 に基づく報告及び 承認

4) 策定の手法：

市の環境基本計画づくりに大きな影響を与えた「エコシティ志木」という民間環境団体とは、志木市生涯学習課主催の環境大学をきっかけに、1995年(平成7年)10月に誕生した市民が主体の環境団体である。彼らが作成した「市民がつくる志木市の環境プラン」は、3年間のフィールドワークを経て作成され、そのプランには6つの市民プラン(水と緑のネットワークプラン、ごみダイエット、福祉のまちプラン、まちづくりプラン、エコ・コミュニティ広場プラン、落ち葉公社プラン)を主体とし、具体的な活動内容が示されており、これらのプランは、市の環境基本計画のなかで、環境基本計画を推進する上での具体的な取り組み、活動例として反映されている。彼らの「市民がつくる志木市の環境プラン」の活動内容を市の環境基本計画のなかに取り入れるにあたって、環境市民会議と庁内検討会議を上記の制定経緯表のように併行して行い、相互の情報交換や意見交換を十分に行った上で環境基本計画が制定された。

また環境基本計画の制定過程で行われたアンケート調査では、市民2000人、企業200社、小学校5年生620人を対象に行われた。このアンケートの目的は、環境基本計画に市民の意見等を反映させるための計画検討資料として、また、市民団体が作成した「市民がつくる志木市の環境プラン」の中で挙げられている課題等に対する市民の意識を再確認するために行われた。アンケート回収率は、市民76.9%、企業52.0%、小学生96.6%と高い比率となり、自分達のまちの環境を守ることへの関心の高さがうかがえる。

このように、市民環境団体によつて作成された環境プランをきっかけとして、行政が市民の環境プランの内容を盛り込み、他の市民の意見とアンケートによって認識し十分に反映させながら環境基本計画の制定を行うという手法は、今までの他の行政とは違った、環境基本計画を制定する上で一つの「理想的な手法」といえるだろう。

5) 市民参加の方法：

市民参加方法はまだ明確に掲示されていないが、以下のように素案は考えられ提案されている。

- 1) 環境保全に対し市民、事業者、行政が平等な立場で実行できる機会を作り、参加を推進する。

取り組みを検討している具体例：

「環境市民推進会議(仮称)」 - 環境基本計画の施策が円滑に進められるよう市民、市民団体、事業者による会の発足を図る。

「エコ・コミュニティ広場(仮称)」 - 環境保全を行っていくための中心的なコミュニケーション広場として開設を図る。

- 2) 各主体の役割を明確にし、それぞれが環境保全に取り組める体制・整備を図る。
- 3) 市民と市内の事業者との連携を促進し、行政との協働による環境活動を進める。

6) 市民参加の程度・範囲：

市民 24 人（多種多様のジャンルの参加者）、事業者 2 人の計 26 人のメンバーで構成されている「環境市民会議」、環境学習や体験を通して自発的なまちづくりへの意欲を芽生えさせる志木市の市民環境大学の卒業生が自発的に作った「エコシティ志木」などの環境市民グループが中心となった。また環境基本計画づくりの過程で行われたアンケートでは、市民からのアンケート回収率は 76.9% と関心の高さが示された。

7) 概要：

制定体制

次頁図参照。

対象期間 平成 20 年（2008 年）

まちづくり理念 将来都市像：「人と人、自然とひとが共生した色彩豊かな快環創造都市」

基本理念 環境像：「人とひとが織りなす、川のまち志木」
環境像とは、環境を保全 創出する上で自然とひとの共生をテーマとし、第三次志木市総合振興計画の将来都市像の実現を環境面から目指した理念。

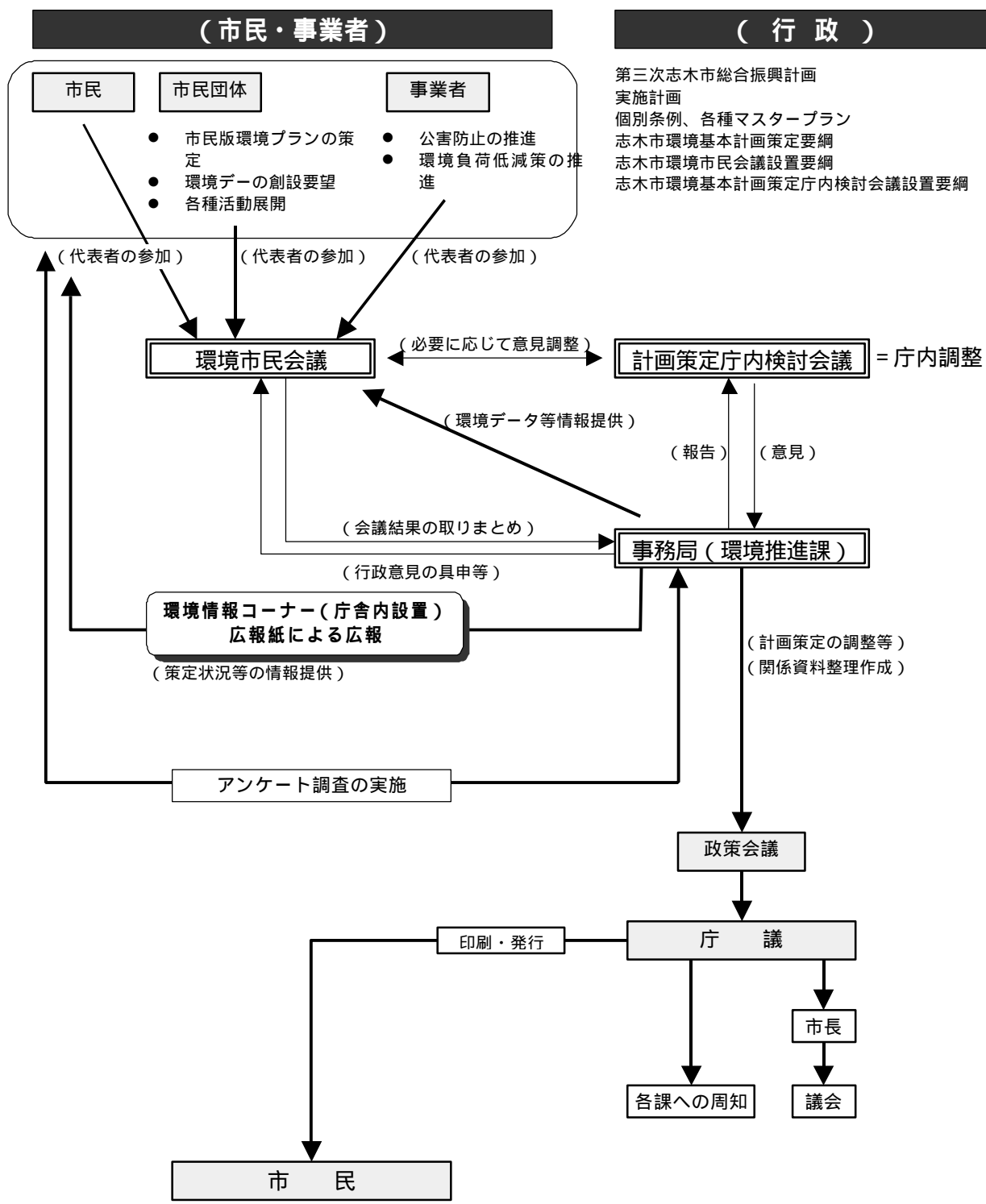
具体的な基本目標

以下 3 つの基本目標を達成するための、推進体制の基本的理念：「市民が生き生きと活動し、事業者、行政と一体となった参画・協働のまち」

自然との共存：川の恵みと豊かなみどりを五感で感じられるまち

循環型社会の形成：自然の中で、社会の中で、水とものが循環するまち

快適な都市環境の創造：快環創造都市の色彩をみんなで共有できるまち



8) 特長

- (1) 「エコシティ志木」に所属して、応募した環境市民会議委員から出された提案のいくつかは、環境市民会議委員の意見としてこの計画に取り入れられている。このように、行政側が積極的に市民側からの意見を取り入れようという姿勢は、市民の環境に対する責任感を向上させている。
- (2) 「エコシティ志木」が作成した「市民がつくる志木市の環境プラン」をきっかけとして、行政がその市民の環境プランの内容を盛り込み、他の市民の意見もアンケートによって聞き入れ、それらを十分に環境基本計画の内容に反映させている。
- (3) 環境分野と福祉分野を 1 つの分野として視点を置き、環境基本計画に盛り込んでいるところは、他の環境基本計画案にはない新しい考え方といえる。

9) 温暖化防止、オゾン層の保護、森林保全等の地球環境問題への対応

以下のような施策体系のもとで取り組みを進めている。

- 1) 地球温暖化：省エネルギーや省資源に取り組む
- 2) オゾン層破壊：特定フロン回収と特定フロンの分解を推進
- 3) 酸性雨：工場や自動車に対する対策
- 4) 熱帯林の減少：熱帯材の使用を控える

10) 地域の自然環境保全、廃棄物問題への対応、水質・大気汚染への対応

次頁のような目標と方針を設けている。

11) 地域の自然特性への評価および利用手段

伝統文化・生活文化などを次世代へと継承する、自然と共存する環境にやさしい生活を広く市民に伝えるための目標である「心豊かな人と文化を育むまち」を実現するために：

- 1) 周辺の自然環境とあわせた文化財の保護
- 2) 伝統文化を通じ自然の大切さ、環境にやさしい生活の見直し
- 3) 歴史的・文化的遺産の活用

市街地内に残る緑地・農地などの緑の空間や歴史的な建造物などの保全、それらの景観資源を活用するための目標である「地域の特色に調和した景観」を実現するために：

- 1) 歴史的景観の保全
- 2) 緑地的景観の保全
- 3) 水辺的景観の保全
- 4) 都市的景観の保全

地域の自然環境保全、廃棄物問題への対応、水質・大気汚染への対応

基本目標	具体的な目標	施策の展開方針
自然との共存：川の恵みと豊かな緑を五感で感じられるまち	自然と調和のとれたまち	自然環境の復元・創出 次世代に引き継ぐための自然環境の保護・保全 自然とのふれあいの創出
	効果的で持続性を有する緑の豊かなまち	みどりの創出 樹林地の保全 農地の保全 緑化の推進
	自然とふれあえる水辺環境の豊かなまち	水辺環境の保全 旧河川・水路の保全 水質の浄化 広域的な水辺環境の保全
循環型社会の形成：自然の中で、社会の中で、水とものが循環するまち	自然の水環境に配慮した社会	地下水の涵養 雨水・中水の利用 節水対策
	省エネルギー・省資源に配慮した社会	未利用エネルギーの導入 エネルギーの有効利用 省エネ・省資源
	ごみの減量化、資源化が定着したライフスタイル	廃棄物の減量化 リサイクルの推進 廃棄物の適正処理
	地球規模で考え、足元から行動するまち	地球温暖化の防止 オゾン層の保護 酸性雨対策 熱帯林の保護 その他の地球環境問題の対策

12) 地域の産業構造に着目した環境負荷の低減手段:

以下のような具体的な取り組み例がある。

目標	具体的な取り組み
自然と人との共生のために	土地利用や事業の実施にあたっては、自然環境の保全などについて配慮する。 敷地内に緑地を確保する。 敷地の外周部や屋上・壁面の緑化に取り組む。 緑化にあたっては生物の生息に配慮する 開発にあたっては緑地を確保する。

水の循環のために	<p>雨水・中水を利用する。</p> <p>雨水浸透枡や、雨水貯留施設を設置し地下水の涵養に努める。</p> <p>工場、事業内の節水に努める。</p> <p>開発事業などにおける雨水浸透施設の設置を図る。</p> <p>建築物へ節水機器の導入(蛇口やトイレなど)を図る。</p>
水質保全のために	<p>排水を適正に処理し、排水規準を遵守する。</p> <p>地下水や土壤汚染の防止に努める。</p>
自動車利用にあたって	<p>不要不急な自動車の利用を控え、公共交通機関を利用する。</p> <p>低公害車を導入する。</p> <p>ノーカーデーを実践する。</p> <p>急発進、急加速の排除、アイドリングストップの習慣化など環境に配慮した運転をする。</p> <p>時差通勤制度を導入する。</p> <p>自動車の点検、整備をこまめに行う。</p> <p>積載重量制限を厳守する。</p> <p>協同配送の利用など物流の効率化を図る。</p>
エネルギーの利用にあたって	<p>昼休み庭に照明、機器の電源を切る。</p> <p>冷暖房の設定温度を控えめにする。</p> <p>エレベーターの運行を削減する。</p> <p>設備機器、自動販売機などは省エネ型のものを選ぶ。</p> <p>太陽光、風力エネルギーを導入する。</p> <p>生産工程におけるエネルギー効率の向上、環境負荷の軽減を図る。</p> <p>過剰包装を簡易化する。</p> <p>施設整備においては省エネルギーに配慮した建築物を設計する。</p>

また、環境保全への積極的な事業者の参加を促進させるための具体的な行動として、市も含め事業者に対し ISO14001 の取得推進と環境保全に貢献した市民や事業者を市民に広く知らせるといった行動がある。

13) 具体的で測定可能な目標

5つの目標値が設定されており、目標年度は、平成20年(2008年度)とする。

目標値の項目	現況値	目標値
みどりの面積と一人あたりの公園面積	みどりの面積：19.50%（平成7年度） 一人あたりの公園面積：1.69㎡(平成9年度)	みどりの面積：現状維持する。(19.50%) 一人あたりの公園面積：2.0㎡(0.31㎡増加)
水洗化率の向上	計画区域の下水道整備率：86.8% 行政人口に対する水洗化率：84.2%	計画区域の下水道整備率：100.0%(13.2%増加) 行政人口に対する水洗化率：99.0%(14.8%増加)
ごみ減量	一人一日あたりごみ排出量：867g(平成9年)	一人一日あたりごみ排出量：100g減量(2008年)
温室効果ガスの削減率	全国レベルで1990年と比較して8.8%(炭素換算数値)増加	温室効果ガスの6%削減
環境基準の達成・維持	環境基準を達成していない項目： 一部の排水路の水質基準 一部地下水に含まれる有機塩素系溶剤の濃度 一部地域の道路交通騒音	環境基準の達成・維持

14) 他の施策との関連づけ:

志木市環境基本計画は、志木市総合進行計画(地方自治法第2条)を環境面で補完するものである。

また、志木市では下記の表の通り、志木市役所内のそれぞれの課が担当している各計画を環境基本計画に関連づけさせた。そして具体的な目標を示した施策の展開方針ごとに、実行にあたる主たる担当課名を環境基本計画の中で明確に掲示している。

計画名称	担当課	策定期期	環境基本計画との関わり
住宅マスタープラン	みどりのまちづくり課	平成9年	有り
自然環境調査	みどりのまちづくり課	平成9年~10年	有り(データの共有)
総合商店街整備振興促進事業	産業振興課	平成9年~10年	有り
都市計画マスタープラン	みどりのまちづくり課	平成9年~10年	有り
障害者計画	福祉課	平成9年~10年	有り
児童育成計画	児童課	平成10年~11年	なし
都市景観形成基本計画	建築課	平成10年~11年	有り

地域防災計画	防災対策課	平成 10 年～11 年	有り
生涯学習総合計画	生涯学習課	平成 10 年～11 年	有り(環境教育・学習に係わる部分)
緑の基本計画	みどりのまちづくり課	平成 11 年	有り

15) フォローアップ:

市ではこの計画を実施していくための庁内組織(例えば「環境基本計画庁内推進会議(仮称)」のような庁内の各部局からなる組織)を設置するとしている。

また、進捗状況や、その後の対応などの進行管理は市民参加により行い(「(仮称)環境市民推進会議」の設置)目標の達成状況については、目標数値、指標などにより進捗状況を把握し、公表するとしている。

16) 実施の効果:

平成 11 年 3 月に計画の実施を予定しているため、実際にどのような効果があるか現在は分かりかねるが、行政側は市民一人一人の環境に対する責任感を向上させ、よりこの計画への支持と協力を得られると考えている。

17) 実施の問題点:

この環境計画を実行するにあたって、今後の課題として4つかかっている。

- (1) 推進体制の整備: 環境基本計画庁内推進会議の設置と、関係条例の整備
- (2) 計画の進行管理: 環境推進市民会議の設置と、進行状況の公表
- (3) 職員の資質向上: 環境意識の向上、環境保全に係る職員研修の実施
- (4) 財源の確保: 厳しい財源状況下での策定により、市民 市民団体 事業者の協力を得て推進させる。

また、ISO14001 認証取得の推進を付加的な課題としてかかっている。

18) 連絡先:

志木市役所 環境部環境推進課

Tel . 048 - 473 - 1111 Fax . 048 - 471 - 7092

〒353 - 0002 埼玉県志木市中宗岡 1 - 1 - 1

事例研究 9 世田谷区環境行動指針

区の環境マネジメントシステムの一環を形成
すでに「第一次評価・点検報告書」も作成

環境共生住宅の推進やエコライフ実践活動調査などで有名な世田谷区は、「環境と共生する社会の実現」を区の基本構想として掲げ、さまざまな環境保全活動を展開してきている。同区では世田谷区環境行動指針をローカルアジェンダ 21 として位置づけている。この指針は「環境行動指針づくりフォーラム」における提案作業を経て策定され、環境基本計画とともに区の環境マネジメントシステムの一環をなしているのが特徴的である。平成 10 年度において、区は「環境基本計画・環境行動指針 第一次評価・点検報告書」を作成した。このようにローカルアジェンダ 21 として位置づけられている計画の評価・点検を行っている事例は今回の調査においては同区が唯一である。この評価・点検は、同指針を構成する要素の一つである区の率先行動計画に限られているため、今後、行政以外の区民、区民団体、事業者などによる自らの行動の評価・点検を行っていくことが期待される。

1) タイトル:

世田谷区環境行動指針～21 世紀の子どもたちのために私たちにできる環境づくり

2) 策定期期:

平成 9 年 4 月

3) 自治体名:

世田谷区

4) 策定の経緯・手法:

策定までの検討経過は以下の通りである。特徴としては、環境行動指針づくりフォーラムを設置し、検討を行ったことであろう。

1. 区民等との検討

環境行動指針への区民の提案募集(応募 209 件)

区のおしらせ(1996(平成 8)年 7 月 15 日号)募集チラシの窓口配布による提案募集(104 件)

環境まつりでの提案募集(105 件)

区民・事業者による環境行動指針づくりフォーラムでの提案作業

1996(平成 8)年 7 月から 7 回開催

区民・事業者団体、提案応募者 計 31 名

区民意見交換会の開催(1996(平成 8)年 10 月)

中間まとめの作成と区民等の意見募集(1996(平成 8)年 12 月～1997 年(平成 9)年 1 月)(97 件)

2. 庁内での検討

環境行動指針検討部会での検討(1996(平成 8)7 月～11 月)

環境共生推進会議での検討（1996(平成 8)年 12 月）

2. 環境審議会における検討・答申（1996(平成 8)年 12 月～1997(平成 9)年 1 月）

5) 市民参加の方法・程度・範囲：

区民・事業者による「環境行動指針づくりフォーラム」を設け、その中で議論や一般区民からの提案募集を通じて、区民・事業者・区が取り組みやすい分野に分けて行動を設定した。（この指針の中での区の位置づけは事業者としての区と、区民・事業者が行動するにあたって支援の行動を行う役割としての区を整理している。）

同フォーラムの構成メンバーの所属は以下のようになっている。

環境アイデア区民応募者

せせらぎ研究会、多摩川の自然を守る会、世田谷生ゴミリサイクルネットワーククラブ、烏山川緑道愛鳥の会、多摩川の自然を取り戻す会、環境教育推進グループなど、東京都みどりの推進委員世田谷地区会の環境関係団体、地域のまちづくりに取り組む団体

世田谷区立小学校 PTA 連合協議会、世田谷区立中学校 PTA 連合協議会などの教育関係

東京ガス世田谷支社、東京電力世田谷支社、生協、商店街連合会などの事業者関係

同フォーラムにおける検討は 7 回にわたって行われ、「みどりとみず」、「ごみ・リサイクル・省エネルギー」、「まちづくり・公害・教育等」の 3 分科会に別れ、区民・事業者・区の行動指針案をとりまとめた。同時並行的に、庁内でも検討が行われた。

6) 概要：

この行動指針は、「区民・事業者・区のとるべき行動指針」と「区の率先行動計画」の 2 つの構成要素からなる。

「区民・事業者・区のとるべき行動指針」の内容は以下の 7 つの原則と 14 の行動から構成され、それぞれの行動について区民行動、事業者（事業者としての区も含む）の行動、区（区民・事業者のサポート役として）の行動のそれぞれについていくつかの行動を掲げている。

7 つの原則	14 の行動
緑を大切にします	緑や農地をみんなの大切な財産として守り育みます 緑のある環境を親しみながら守ります
水を大切にします	水の循環を大切にします 雨水の貯留や利用に努めます
生き物を大切にします	生態系を保全し、こわさないよう努めます

ものを大切にします	ものを大切にして、ごみを減らす行動を進めます 環境にやさしい製品の製造・販売・購入・使用を進めます ごみや資源の分別排出を行います
エネルギーを大切にします	節水や節電、省エネルギーに心がけます 省資源・省エネルギーに工夫した建物づくりを進めます
まちを大切にします	自動車使用を控え、使用する場合も公害防止などに配慮します まちや川を汚さないようにします
人を大切にします	環境の観察・調査・学習を進めます 一人ひとりが「環境人」として行動し、その「環」を広げていきます

例えば行動1の「緑や農地をみんなの大切な財産として守りはぐくみます」の項目では、具体的な行動内容を掲げた後、区の緑被率の推移、区の緑化基準、生垣助成制度や地域緑化協定制、保存樹木制度、市民緑地制度などの区の支援制度を紹介している。

また、「区の率先行動計画」では、以下の11の率先行動項目を設け、そのそれぞれの具体的な方策を設けている。

区の率先行動	取り組み方策・手法
発生廃棄物の減量・再使用・適正処理を進めます	区の施設・事業所から発生する一般廃棄物の量を、平成11年度までに現状比で20%減少させます 区の施設・事業所から発生する一般廃棄物の再利用率を平成11年度までに現状比で30%高めます イベント等で発生する廃棄物の減量、分別回収と適正処理を徹底します
生ごみ等を資源化・土壌還元します	休職調理設備や職員食堂のある区立施設・事業所から排出される調理くずや生ごみを減量処理する比率を、平成11年度までに現状比で20%高めます 区の施設で発生する剪定枝・落ち葉をチップ化・堆肥化処理する比率を、平成11年度までに現状比で10%高めます
環境にやさしい製品の情報提供・開発・購入等を進めます	環境の負荷が少ない製品の用品指定品目への採用を進め、すでに導入しているものについてはさらに環境負荷の低減を図ります 用紙はすべて再生紙を使うことを原則とし、天然パルプ使用量を削減します 環境への負荷が少ない製品の購入を促進するため、情

	報提供や製品開発を進めます
庁舎の省エネルギーと、水・エネルギーの有効利用を進めます	電気・ガス・水の単位面積あたり使用量を、平成 11 年度までに現状比で 1%削減します
フロンガス等の使用を廃止し、回収します	オゾン層破壊をもたらすガスの放出を、平成 11 年度までに全廃します
自動車走行量・排気ガス等を減らします	平成 11 年度における庁有車の使用燃料の総量を、現状より増加させないようにします 自動車排出窒素酸化物（NO _x ）抑制計画を策定し、平成 12 年度までに庁有車の NO _x 排出総量を現状比で 10%削減します 平成 11 年度までに、自転車を利用しやすいシステムをつくります
低公害車の導入を拡大します	庁有車のうち低公害車の占める比率を、平成 11 年度までに現状比で 20%高めます
環境共生型公共施設を整備します	「開発事業等環境配慮制度」等に基づき、緑化、雨水の浸透・利用、省資源・省エネルギーなど、環境への配慮をとり入れた公共施設の整備を行います 公共施設緑化基準を満たした施設の比率（平成 5 年度 39%）を平成 11 年度までに 50%に引き上げます 区の施設整備にあたり環境への配慮をとり入れるしくみを平成 11 年度までに充実させます
職員・教員の意識啓発や研修を充実します	全庁的に、エコ・オフィス推進運動を職場単位で展開します
他自治体等との協力体制を推進します	他自治体や関係機関、国際間の環境に関する情報交換や交流を充実するとともに、自治体間のネットワーク等への積極的参加を通して、協力体制を築きます
環境マネジメントシステムを確立します	区の率先行動を「世田谷版環境マネジメントシステム」の一環として位置づけ、推進します

最後に掲げられている「環境マネジメントシステム」においては、次頁のような流れを展開することを計画している。

7) 特長：

同行動指針は、環境基本計画の実施計画としての側面、区民・事業者・区の行動指針という側面、事業者としての区の率先行動計画という側面を併せ持つ。同行動指針の特長としては、以下のような点が挙げられよう。

策定過程において「環境行動指針づくりフォーラム」を設け、検討を行った点
区の支援制度、区内の NGO などの具体的な情報が多い点

図10 世田谷区環境行動指針の環境マネジメントシステムの概念図

例えば、生垣助成制度、雨水浸透施設設置助成制度、資源集団回収活動団体への支援制度、住宅修築資金融資あっせん（環境共生工事）などの区の支援制度を紹介し、必ず「問い合わせ先」も掲載している点
事業者としての区、支援者としての区を分け、前者には区の率先行動計画（11行動）を設けていること。
区の環境マネジメントシステムの一環としての機能を持たせていること

については、前項で紹介してある通りだが、この一環として、世田谷区では平成10年、「環境基本計画・環境行動指針第一次評価点検報告書」を作成し、特に区の行動計画の部分についての評価・点検を行っている。これを今後の継続的な改善につなげていく予定である。

8) 温暖化防止、オゾン層の保護、森林保全等の地球環境問題への対応

温暖化防止については、特に第5の原則「エネルギーを大切にします」で取り上げられている。その他の「緑」「まち」なども関係ある。

9) 地域の自然環境保全、廃棄物問題への対応、水質・大気汚染への対応

地域の緑地、農地の保全、生態系の保全、まちや川の保全などを総合的に取り組んでいる。

10) 具体的で測定可能な目標の設定およびその手法

区の率先行動の部分に多く盛り込まれている。(p. 68参照)

11) 他の施策との関連づけ

同指針は、世田谷区環境基本条例第8条において、「世田谷区環境基本計画に掲げる環境の保全等に関する目標の実現のため」策定されるとされており、さらに同条例第9条において、「区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画及び環境行動指針との整合を図るものとする」とされている。

12) フォローアップ体制

世田谷区では平成10年「環境基本計画・環境行動指針 第一次評価・点検報告書」を作成し、環境基本計画とともに、環境行動指針の進捗状況の評価・点検を行っている。ここで、区の率先行動計画部分について例えば「会議資料は1案件ごとにA4両面ワンプーパーを基本としている」「詰め替え品やリターナブル容器に入った商品を優先して購入している」などの項目について四半期ごとの実行の度合いを点検している。点検にあたっては、以下のような手法を用いている。

(1) 環境行動チェックシートによる自主点検

区では、環境行動指針で定めた区の率先行動について、平成9年度から共通チェックシート、エネルギー・水使用、コピー、車使用の4種類のチェックシート

をもとに毎月各課・事業所ごとに自主点検を行っている。

(2) 環境マネージャー制度の導入

チェックシートによる区の率先行動の推進状況の調査を実施する担当者として区では平成 9 年度より環境マネージャー制度を導入し、区のすべての課・事業所（約 380）に環境マネージャーを各 1 名配置している。環境マネージャーは、職場ごとの環境行動をチェックシートにより継続的に調べ、職場目標を定めて推進する役割を果たしている。また、環境共生推進会議を設置し、同会議が区の率先行動の推進に関わる職場目標の設定、推進状況や職場目標の環境部への報告などの役割を担っている。

(3) 重点テーマの設定

実践を進めるため、時期に応じて重点テーマを設定している。このテーマを以下のような方法で広く発信している。

- 1)区のおしらせ「せたがや」奇数月 1 日号「環境～私たちにできること」欄への掲載
- 2)庁内報「けやき」奇数月の号「実践！ 環境行動指針」欄への掲載
- 3)環境情報誌「エコネット SETAGAYA21」への掲載
- 4)「せたがや環境フォーラム」との協力による啓発活動

また、今後の評価・点検の進め方については、区民・事業者も参加しやすい方法を取り入れ、第三者評価の手法も検討しながら、ともに評価・点検を行っていききたいとしている。

市民・事業者の行動指針部分においては、「せたがや環境フォーラム」（次項参照）の活動がそのフォローアップとなっている。また、区では、区民や事業者が環境行動に取り組むための「環境行動チェックシート」を作成、配布を行っている。

13) 実施効果

同行動指針を策定する過程で結成された「環境行動指針づくりフォーラム」が、その後、同フォーラムへの参加者が世話人となり、区内の環境団体や区民、事業者、行政のゆるやかなネットワークである「せたがや環境フォーラム」が結成され、区内の環境活動がいっそう活発化したのは、この指針策定の大きな副産物である。

「せたがや環境フォーラム」は平成 9 年設立され、区環境課が事務局である。現在 160 名のメンバーが参加し、シンポジウム、学習や報告を兼ねた例会などを開催するとともに、区と協力して環境行動の実践と普及・啓発を進めている。平成 10 年度は、「自然」「川」「もの」の 3 つの部会ごとに活動し、活動報告会を行った。

また、同指針および世田谷区環境基本計画の「第一次評価報告書」を作成すること、すなわち「点検をしよう」という行為が生まれたこと自体、大きな効果である。環境に関連した施策を集めるだけでなく、環境サイドから施策を点検、チェックするということにより、どのような施策も環境に関係あるという認識が生

まれた。

14) 問題点または課題:

計画達成のための指標づくりをどうするか、区民・事業者・区との共同の核をどうするのか、区全体をどうとりこんでいくのが課題である。第一次評価報告書においては、同指針の評価は主として区の率先行動部分についてを行ったが、市民活動の評価方法をどうするのかは課題として残っている。(現時点では市民活動については先進的なものを取りあげるという方法をとっている。)一言で言えば、同指針の実効性をいかに確保するかという問題である。

これについては人口 80 万人を擁する区全体で取り組むよりも、より区民にとって身近な地区展開(27 地区)を行うという方向で行っている。

15) 連絡先、ホームページなど:

世田谷区環境部環境課

東京都世田谷区世田谷 4-21-27 (〒154-8504) Tel.03-5432-1111

事例研究 10 日野市環境基本計画

公募の市民委員 109 人がワーキングチームを運営

日野市では「日野市環境基本計画」「日野市環境配慮指針」の2つをローカルアジェンダ 21 として位置づけている。この「日野市環境基本計画」は、公募の市民委員 100 名余がほぼ白紙の段階から案をつくり、それがほぼそのまま採用された。分科会の運営もすべて市民が行ったという、まさに他に例をみない「市民の手作り計画」だ。丘陵地、雑木林、農地、わき水などの日野市の自然環境への特性等「日野市らしさ」が滲み、市の具体的な行動を書き込むと同時に、市民の役割も考え抜いた計画となった。

同市では市民の直接請求による環境基本条例が有名で、これは、市民が条文をつくり、有権者の1割を越える直接請求が提出されたという。この過程で多くの市民が集まり、先進市を訪問したり、学習を積み重ね条文をつくった。

さらに、平成7年(1995年)に、「市民版・日野・まちづくりマスタープラン」が多くのグループ・個人が集まり作成されたことは、パートナーシップの事例として注目を集めた。

環境基本計画が上記のような市民が主体となって策定された背景には、このような同市における市民と行政の協力関係の積み重ねがあった。

1) タイトル:

日野市環境基本計画

2) 策定期期:

平成11年3月(予定)

3) 策定主体:

日野市

4) 策定の経緯:

日野市では平成7年、市民の直接請求に基づき、「日野市環境基本条例」を制定した(平成7年、施行は平成8年)。市民提案による環境基本条例の制定は全国的にも例がないこととして注目を集めた。条例案の作成には多くの市民が自ら学習会を開いたり、先進市を訪問したりしたという。「日野市環境基本計画」の策定はこの条例第9条に基づくものであり、平成8年から3年間で策定する予定で作業が始まった。その骨子は市民ワーキングチームによりまとめられた。

「日野市配慮指針」(構成案)は「日野市環境基本計画」の具体的な行動提案の部分抜き出し、環境配慮チェックリストや省エネルギー・リサイクル家計簿、役にたつ情報などを付け加えて作成されたもの。

5) 策定の手法・市民参加の方法・程度:

最初の1年間は、アンケートによる市民意向調査、庁内データ収集、他市の動向把握を行った。

基礎となる骨子を、公募の市民109人からなる市民ワーキングチームで策定した。公募は市の広報を通じて行い、応募者は全員「市民」の資格として参加した。

自ら「私も市の環境基本計画の策定に参加します。あなたもどうですか」というチラシを駅前でまいたという市民もいたという。行政の職員や青年会議所、観光協会、地元企業からも若干名の参加があった。

この市民ワーキングチームの発足が平成9年の10月。成果である環境基本計画の骨子は平成10年の8月にまとめられたので、1年にも満たない短期の作業だったが、この間に行われた分科会の開催回数は延べ118回にもおよんだ。また各分科会の運営委員である「ナビゲーター」による全体の相互調整のための会合は16回開催された。さらに、各分科会ごとにまとめられた報告を基本計画にまとめる作業チームとして、各分科会から1名が参加する「作業部会」を5回開催し、作業にあたった。

検討は、「大気」、「水」、「緑」、「リサイクル」、「くらし」の5分科会に分かれて行い、各分科会ごとに運営委員として3・4名の「ナビゲーター」が選ばれ、司会進行、資料整理、意見集約等の運営は「ナビゲーター」を中心とした市民が行った。これに加え、市環境関連課の職員で構成される庁内ワーキングチームも、有志職員を公募し充実を図り、市民ワーキングチームの各分科会に参加するなどサポートをしている。

分科会での検討は、日常感じている環境の現状や課題をあげていき、市民がのぞむ将来の姿、そのために必要な施策、市民や市、事業者ができることは何かを話し合い、まとめるという方法で行った。また、分科会によっては、市の現状をよく知るために観察会等を行い、現地で対象を目の前にしながら議論したり、市内の大気汚染の状況を8カ所で調査して、検討の材料とした。

市民ワーキングチームによる環境基本計画の骨子は、細かい表現にいたるまでその内容をほとんど変えずに、拡充・補足される方向で、行政担当者や学識経験者の経験とアイデアを加え、最終的な計画にまとめられた。

6) 市民参加の範囲:

公募による市民109人による市民ワーキングチームによる骨子の策定。青年会議所、観光協会などの関係者もいるが、すべて「市民」という資格で参加した。

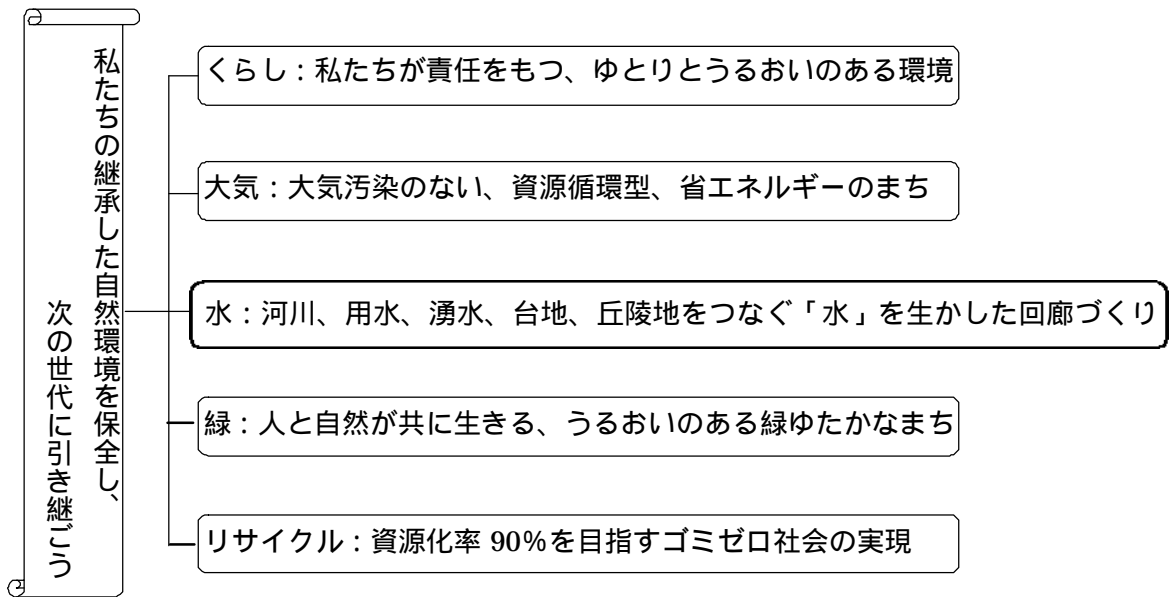
7) 概要:

日野市の望ましい環境像として

「私たちの継承した自然環境を保全し、次の世代にひきつごう」と設定。「くらし」、「大気」、「水」、「緑」、「リサイクル」の5つの“航路”を設け、それぞれについて目標を定め、環境基本計画を日野市から地球環境の保全に向けて行動する市・市民・事業者・民間団体のための“水先案内”をするものだとしている。

計画の機関として、2010年を計画全体の目処にし、長期にわたる個別施策の展開については、計画の進行を図りやすくするために、原則5年ごとの見直しを行うとしている。

また計画の主体として「市」、「市民」、「民間団体」(市民グループ、企業グループなど)、「事業者」(企業、学校、病院など)を設定している。



全体の構成は下記の通り。それぞれの小項目ごとに<環境特性>、<施策>、<配慮行動すべきこと（各主体ごと）>がまとめられている。

【施策の基本的方針】

くらし	道路環境	幹線道路、生活道路、散策路（農道、水路のわき道、公園等に通じる道路または遊歩道）
	商店街	駅前周辺、大型店、地域の店（駄菓子店、雑貨店）
	歴史・文化	文化、歴史と開発
	緑環境	都市の緑環境（道路、公園、建物、住宅）
	住環境	ゴミ（物質循環） 上下水道の整備（水循環）、省エネルギー・自然エネルギー、開発・建築物の規制、景観への配慮、近隣公害、健康被害
大気	汚染などの心配のないまちづくり	自動車排出ガス・工場、事業所からの排ガス、有害化学物質汚染、騒音・振動・悪臭問題及び監視体制
	循環型のまちづくり	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨
水	河川・用水、台地・丘陵地の水循環の保全と回復	地下水・湧水の水量確保、表流水の水量確保、施設・水利権の維持
	河川・用水の水辺環境・生態系の保全と回復	用水の保全と回復、湧水の保全と回復、河川の保全と回復、多様な水辺づくり
	河川・用水・地下水・湧水の水質の保全と回復	河川、用水の水質保全と回復、下水道未整備地域の水質改善、下水道整備地域下水道普及の促進、地下水汚染の対策、環境ホルモン汚染への対応
	水の利用	水の利用
緑	自然に近い緑	丘陵及び崖線、平地林
	農地・用水・河川	農地、用水、河川

	住宅地・施設の緑	戸建住宅の緑、集合住宅・住宅団地の緑、工場構内・各種建築物の緑
	公園・まちの緑	公園、道・まちの緑
リサイクル	ゴミゼロのまちづくり	生産・流通システム（1A～3A）、消費・分別システム（4A）、ゴミ処理システム（5A・6A）、資源再生リサイクルシステム（2B～5B）
全体的事項：環境学習		

8) 特長

- 1) 環境基本計画を白紙の段階から市民がつくったこと。
- 2) 市民ワーキンググループが市の広報によるものであり、すべて個人の資格での参加だったこと。
- 3) 運営もすべて市民が行ったこと。
- 4) 基礎調査には検討委員会を設けたが、ここでも公募の市民からの市民委員を入れたこと。
- 5) 庁内ワーキングチームも、有志職員を公募し、充実を図ったこと。
- 6) 日野市の環境特性をふまえた上での計画づくりであり、随所に「日野市」らしさがうかがえること（丘陵地、湧水、雑木林などの日野市の自然の特性へのこだわり等）

9) 温暖化防止、オゾン層の保護、森林保全等の地球環境問題

直接的に関係する項目は以下の通りであるが、他も間接的に対応している。

<くらし>

住環境： ゴミ（物質循環）、省エネルギー・自然エネルギー、

<大気>

循環型のまちづくり： 地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨

<リサイクル>の全項目

10) 地域の自然環境保全、廃棄物問題への対応、水質・大気汚染

たとえば以下の項目が対応している。

<くらし>

道路環境： 幹線道路、生活道路、散策路

緑環境： 都市の緑環境

住環境のほとんど全項目

<水>の全項目

<緑>の全項目

11) 地域の自然特性への評価および利用手段

それぞれの項目について<環境特性>として、日野市の特性が記されている。

<施策>、<配慮・行動すべきこと>はその特性をふまえたもの。

例えば「緑」の - 自然に近い緑 - の項目では<環境特性>として以下のような記述がなされている。

「日野市の丘陵地は、雲取山や三頭山を頂点とした関東山地から東に指（フィンガー）状に張り出した丘陵地の一つの東端をなしている。（中略）都心に近い多摩丘陵及び崖線の緑は貴重であるが、大型開発や無計画な開発で傷つけられたものもある。また、その緑地の多くが民有地であり、眺望が良く交通に便利なため、マンションなどになる可能性もあり、緑地信託制度などの保全策だけでは、不十分である。（中略）（丘陵地について）大きく八王子市とまた一部を多摩市と接し魅力的な樹林地帯が広がるが、公有地化されたところをのぞき、いつまでもこのまま保全される保証はない。高尾方面へ自然度の高い地帯が続き、自然生態系上でも貴重な丘陵の一端だが、その貴重性が十分に認識されていない」

このような地域の自然環境特性を認識した上で、それぞれの配慮・行動すべきことを掲げている。例えばこの項目では、市民が行動すべきこととして

- ・ 緩斜面の法面への植樹と管理へ参加する
- ・ 丘陵にあるいろいろな施設と施設内外の植生等の自然環境について情報交換を図る
- ・ 里山の雰囲気のある場所を確保、共に若者と緑の意義を考える（環境教育）
- ・ 市と連携し、雑木林等の実態調査の企画に参加する
- ・ 農地を含む緑地基金制度の提案を行う

などを挙げ、市が行動することとして

- ・ 広域的な丘陵地保全について都へ要請する
- ・ 樹林地のある調整区域の市街化区域への変更は原則行わない
- ・ 他市との連携及び住民参加で総合的丘陵ビジョンづくりを検討する
- ・ 崖線保全策の重視、崖線地帯の緑地指定と公有化の促進を図る
- ・ つながりある緑を重点的に買い取り保全する
- ・ 現行の緑地信託、登録樹林制度を一層充実させ、活用する
- ・ 農地を含む緑地基金制度の受け皿を準備する

としている。

12) 地域の産業構造に着目した環境負荷の低減手段:

若干盛り込まれている。

例えば「商店街」「農地・用水・河川」「ゴミゼロのまちづくり」など。

13) 具体的で測定可能な目標の設定:

「リサイクル」の分野で、「資源化率 90%をめざすゴミゼロ社会の実現」という目標を定めている。(平成9年度の日野市の資源化率は11.9%)

14) 他の施策との関連づけ:

「日野市環境基本計画」は「日野市環境基本条例」第9条を根拠とする構想である。

15) 実施の効果:

策定課程を通じて、市の側は市民参加、参画の新しい手法を模索し、ある程度身につけることができた。この環境基本計画の市民ワーキングチームの手法は、もっと改善されながら、今後緑の基本計画などの策定に活かされている。環境基本計画の「市民ワーキングチーム」は解散したが、OB会は自主的に任意の活動を続けており、市の計画策定およびその進行管理に関与する市民の組織のあり方を検討を続けている。

16) その他:

この「日野市環境基本計画」の策定背景として、日野市の市民意識の高さがあげられる。

環境基本条例も、市民の直接請求により制定され、市民が条文をつくり、有権者の1割を超える直接請求が提出された。多くの市民が集まり、先進市を訪問したり、学習を積み重ね条文をつくったという。

平成7年(1995年)に、「市民版・日野・まちづくりマスタープラン」が多くのグループ・個人が集まり作成されたことは、パートナーシップの事例として「平成10年度環境白書」に紹介されるなど、注目を集め、今回の基本計画づくりにも反映された。

以前から検討委員会に必ず市民委員を公募により加えるという手法はとられていたが、公募形式の市民ワーキンググループを設置し、運営まで任せてしまうという手法は今回の「環境基本計画」が初めての試み。今後「緑の基本計画」「生涯学習計画」等他の計画づくりにも同様の手法が採用されることになった。

17) 連絡先:

日野市環境共生部環境保全課
tel.042-585-1111
fax.042-583-4483

事例研究 1.1 21' いいだ環境プラン

注目したい数値目標と市民による自然環境調査

「環境チェッカー制度」、「学友林制度」、「地域ぐるみでISOに挑戦しよう研究会」など、続々とユニークな取り組みを進める飯田市では、平成8年12月、21のリーディング事業と詳細な地区別配慮事項からなる「21' いいだ環境プラン」(以下環境プラン)を策定した。策定の手法に「環境チェッカー制度」による自然環境調査を取り入れ、数値目標に市民意識調査の結果を採用するなど、興味深い点が多い。

1) タイトル:

21' いいだ環境プラン

2) 策定期期:

平成8年12月

3) 策定の経緯:

実際に策定に要したのは平成6年度からであったが、平成4年度からすでに環境計画をつくるための準備段階としての取り組みははじめていた。

策定へ向けての取り組みを年度ごとに概観すると以下ようになる。

<平成4年度>

- ・エコライフ推進本部の設置

<平成5年度>

- ・先進地視察、職員研修
- ・庁内における環境計画の策定の必要性についての説明会
- ・自然環境の現況調査の準備:「伊那谷自然友の会」との協力体制の構築
- ・環境調査員(環境チェッカー)制度の設置:小中学校、一般市民からの公募で110名の調査員体制として発足

<平成6年度>

- ・環境チェッカーと「伊那谷自然友の会」による市内自然環境の現況調査開始
 - チェッカー
 - ・指標動植物および地形による調査
 - ・将来に守り残したい自然と景観の調査
 - 自然友の会
 - ・専門家としての動植物の調査
 - ・専門家としての地形地質の調査

- ・環境計画策定本部およびワーキンググループの設置
- ・市民意識調査(2000人、約2%抽出、項目:身近な環境の状況、今後の環境行政に望むことなど。職員による回収を実施)

- ・市民の意見聴取

<平成7年度>

- ・市民へのPR
- ・環境と共生するまちづくりシンポジウムの開催

- ・個別施策の検討
- ・海外研修視察の実施：ドイツ・フライブルク市を視察（青年会議所メンバー 5 人、市職員 2 人）
- ・家庭における環境保全施設等設置実態調査
全戸対象、生ゴミ処理、太陽熱温水器設置、下水処理、燃やすゴミの処理方法等。
（平成 7 年 10 月実施）
- ・国庫補助申請
<平成 8 年度>
- ・環境審議会、研究者の意見聴取
- ・環境に対する住民意識調査（平成 8 年 8 月、対象 1000 人）
- ・環境マップおよび計画書の配布
- ・国庫補助申請
- ・市の長期計画に位置づける事業の洗い出し、企画との調整
- ・議会における環境自治体宣言（平成 9 年 3 月）

4) 策定の手法：

プラン策定にあたり、職員研修、国内先進自治体への問い合わせ、海外視察、策定本部、ワーキンググループ、専門委員の委嘱、環境審議会の開催などを行っている。

飯田市の環境プラン策定で、最も特徴的なのは、市の環境の現況調査に「環境チェッカー制度」を活用したことおよび民間団体「伊那谷自然友の会」との協力体制であろう。また、プラン策定への反映をねらうのみならず、実施後のプランの達成目標の基礎データとして徹底した住民アンケートを行った点も特長である。

5) 市民参加の方法：

環境チェッカー制度による環境現況調査への参加、「伊那谷自然友の会」の協力、市民アンケート、個別施策に対する意見聴取、シンポジウムの開催など。

6) 市民参加の程度・範囲：

平成 7 年 1 月 11 日の意見受付締切までに 349 件の意見が寄せられた。

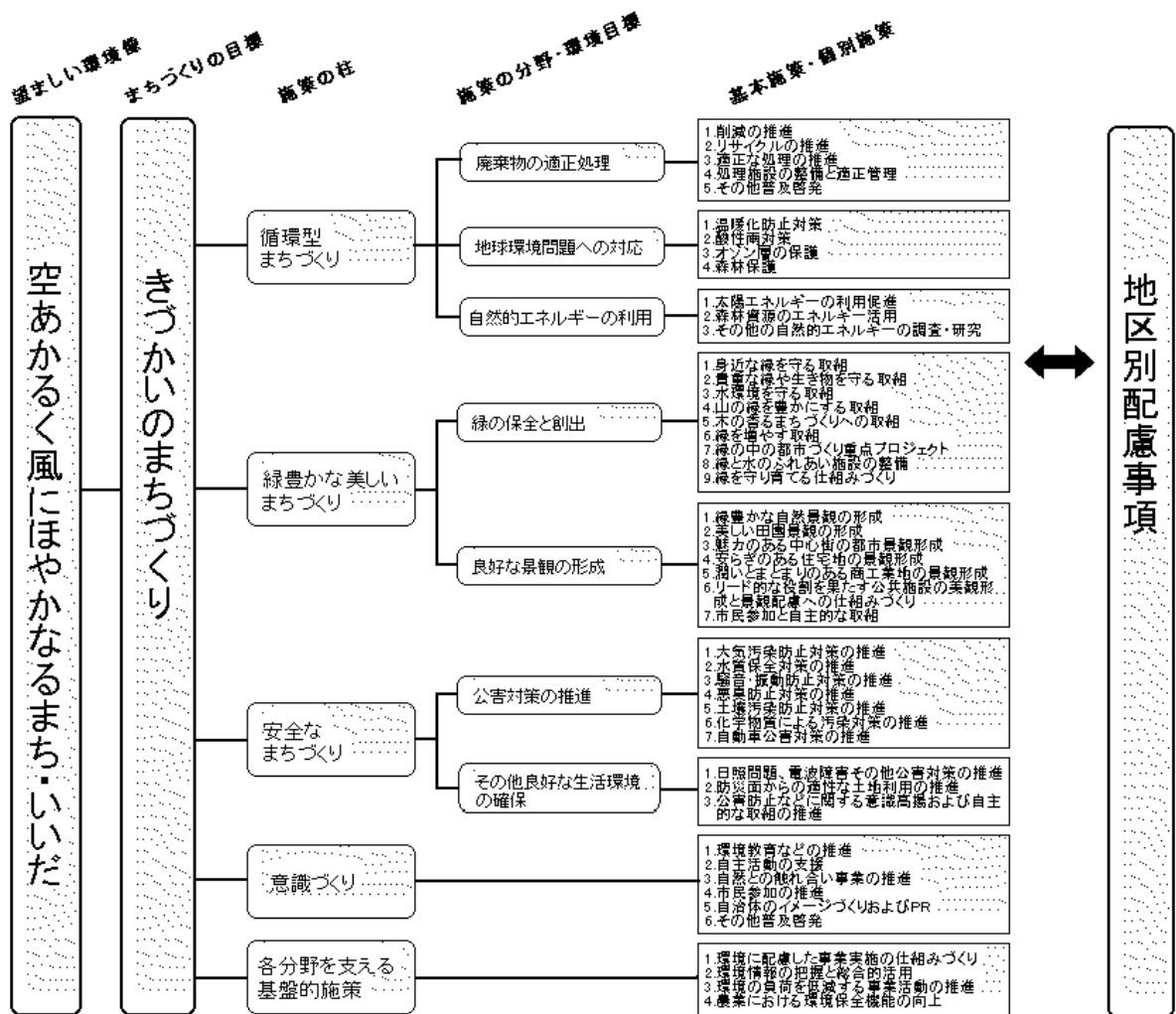
回答者	件数
個人	152
エコライフ推進本部	48
飯田青年会議所	34
環境審議会	29
専門委員	26
環境マップ作成委員会	48
市議会	9
上郷飯沼地区事業所公害対策協議会	3
合計	349

また、各種アンケートの配布、回答状況は以下の通り（一部）。

調査名	実施日	対象	回収数・回収率
環境保全施設等設置実態調査	平成7年10月	組合加入世帯	75.62%
21'いいだ環境プランにおける個別施策についてのアンケート	平成7年10月～12月	飯田市環境衛生組合役員、飯田青年会議所会員、飯田ロータリークラブ会員、飯沼地区事業経営者 配布数：300枚	回収数：212枚 回収率：70.7%
環境に関する住民意識調査	平成8年8月	市民1000人、15歳以上無作為抽出	回収：741件 回収率：74.1%

7) 概要：

計画の骨子



対象期間	平成 22 年 (2010 年)
基本理念	「循環」、「共生」、「参加」、「個性」(飯田らしいまちづくり)
まちづくりの目標	きづかひのまちづくり
	環境に配慮する、また人への思いやりの意に加え、国内森林資源の計画的有効活用が環境問題の解決の大きな鍵を握っているという認識から掲げたもの。
プランの性格	<ul style="list-style-type: none"> - 市の基本計画と相互に補完しあい、良好な都市像を形成するための基盤となる計画 - 市民、事業者、行政の行動指針

各分野ごとのリーディング事業

1 ごみ処理費用負担制度の導入

飯田市ではごみの処理費が年間およそ 5 億円に達し年々増加している。

増加するごみの排出量を抑制するためには広報などによる普及啓発のみでは限界があること、ごみの減量に努力している人と無頓着に出している人との公平性を図る必要があること、生産・流通・消費段階でごみの削減を促す必要があることなどにより、一層の削減を推進するための次の点を基本に処理費用の負担制度を導入するとしている。

- ・従量制による負担制度(より多くの排出者がより多くの負担をする)を基本とする。
- ・ごみ処理費を負担することによりごみへの関心を高め、削減やリサイクルを誘導するためのもの。
- ・負担費用の用途は市民の生活環境の保全を原則とし、具体的には環境衛生組合など市民の意見を聴き決めていく。

導入時期は平成 12 年に掲げた削減目標の達成を視点におき、できる限り早い時期とする。

2 ごみ分別の徹底およびリサイクルの推進

平成 7 年度に容器包装リサイクル法が制定されたことにより、平成 9 年度から従来埋め立てごみとなっていたびんのリサイクルを地区ごとに段階的に推進する。

これに引き続きペットボトルや容器包装としての紙類、ビニール類も順次リサイクルを推進する。

また、できる限り焼却や埋め立てるごみのない地域社会を目指し、原材料としてのリサイクルばかりでなく、可能なものは再利用することを視点におき、燃料などのエネルギーとしてのリサイクルも推進する。

3 リサイクルプラザの推進

電化製品など、素材が複合的な粗大ごみのリサイクルの推進、資源ごみの分類や運搬の効率化、市民のリサイクル活動の拠点などを目的に広域行政組合で 21 世紀の初頭を目指しリサイクルプラザの施設の設置を進めていき、市も先導的な役割があることを認識しその設置や市民への理解の推進に協力していく。

4 環境共生住宅の普及

省エネルギー、自然、景観などに配慮した環境共生住宅の普及を図るため、市営住宅への積極的な対応やモデル住宅の設置公開を推進する。

また、住宅普及のための促進協議会を設置し関係団体との連携を推進する。

5 太陽光発電施設の普及

二酸化炭素の削減による地球温暖化の防止に寄与するためクリーンエネルギーの確保を目指して太陽光発電の普及を推進する。

国の補助事業制度の周知のほか、市民の自主的な設置を促すため積極的な支援策を推進する。

6 森林の育成および身近な自然環境の保全の推進

自然の恵みを守り育てるため、森林の育成管理を積極的に進める。

ハナノキの群生地やギフチョウの生息環境など里山の保全を積極的に推進する。

河川やため池などの水辺環境の保全を推進する。

7 緑の総合的な条例の整備および緑化などの推進

貴重な緑地の保全や緑化の推進を図るため、緑の保全と緑化の推進に係る条例を整備する。

上記の条例の趣旨を具体化するため、市民の緑化への取組に対する援助や財産として残すべき貴重な緑の確保などを目的として財政的支援の仕組みづくりを推進する。

8 緑のネットワークとグリーンヒルタウンの形成

市全体の緑のネットワーク計画の策定と、これに基づく緑地の確保を推進します。その中で緑による都市美を演出し環境文化都市の顔づくりを推進するため、段丘涯の緑を生かし、中心部の緑の配置を推進する。

9 木の香るまちづくりの推進

安全でぬくもりのある住環境を形成するため、公共施設への国産材の積極的利用を図るほか、関係団体との連携により、市民、事業者への普及啓発を推進する。

10 自然や景観に配慮した開発事業の推進

公共施設の設置、道路改修、河川改修などにおける積極的な対応を推進する。

特に水辺とのふれあいに対する市民ニーズが高いことから、河川、水路などの自然を生かした改修について地元の理解を推進するとともに、県や国への協力を要請していく。

11 良好な景観形成の推進

飯田市らしい、また地域ごとの個性ある美しいまちづくりを推進するため、プランに位置づけられた基本方針に基づき市の景観形成の制度の整備や市民の自主的な取組の支援を推進する。

12 都市・生活型公害の対策の推進

郊外への都市化の進展により、生活環境が悪化し公害苦情が増加してきているため、騒音、悪臭などについて規制地域の見直しを推進する。

また、事業所における廃棄物焼却による大気汚染などの公害防止対策の強化を推進する。

13 河川などの水質浄化対策の推進

市内の主要河川については水質目標を設定し、これを達成するため、事業排水対策や下水処理施設の普及などの積極的な対策を推進する。特に市の中心部を貫流する松川については、水質が改善されない状況から関係者との連携により水質保全対策を強化する。

また、化学物質による地下水汚染など環境の調査監視を推進する。

14 各種情報の積極的な提供

市民、事業者の環境問題への理解や学校などにおける環境教育を推進するため、活動団体の紹介、環境データの提供、市の事業のお知らせなど各種情報の積極的な提供を推進する。

15 環境学習センターの設置

情報の提供、体験的学習の場、市民の活動拠点などとして環境学習センターを設置する。

16 エコ・インストラクター制度の導入

市民の中に指導的な人材を育て、自主的な活動をしたり行政との連携を図っていくためエコ・インストラクター制度を導入する。

17 学校林の整備

子どもたちの情緒豊かな感性を育む自然体験教育の一環として、学友林の整備を推進する。

18 市民参加の推進

環境行政への市民の関心を高めるため、懇談会やアンケートなどによる市民ニーズの把握や環境チェッカー制度の運用など市民の参加を積極的に推進する。

19 環境調整会議の設置および環境への影響に対する評価制度の導入

開発事業について計画段階から環境への配慮を行うため、公共事業においては環境調整会議の設置を、民間事業については環境影響に対する評価制度の導入を推進する。

20 エコ・オフィスの推進および環境産業の育成

市民生活と平行して産業界の環境への配慮を推進するためエコ・オフィス制度の取組を推進するとともに環境産業の育成を図る。

21 農業における環境保全機能の向上

低農薬、有機肥料の利用など環境保全型農業を推進するとともに、農地が持つ景観や自然環境の保全機能の維持向上を図る仕組みづくりを推進する。

モデル事業として農村地域におけるエコ・ビレッジ事業を推進する。

8) 特長

- (1)ごみ処理費用負担制度
- (2)景観に対する配慮(「残したい景観」アンケート、リーディング事業など)
- (3)学友林制度
- (4)市民アンケートを取り込んだ具体的な数値目標の設定

(5)庁内エコ・オフィス計画

(6)住宅用太陽光発電システムの助成制度（普及件数が多い）

9) 温暖化防止、オゾン層の保護、森林保全等の地球環境問題への対応

以下のような施策体系のもとで取り組みを進めている。

- | | |
|------------|---|
| 1) 温暖化防止対策 | <u>省エネルギーなどの推進</u>
緑化の推進 |
| 2) 酸性雨対策 | 低公害車などの普及
公共交通機関の利用促進 |
| 3) オゾン層の保護 | フロンガス回収事業の推進
オゾン層を破壊しない冷媒などを使用した製品の利用の促進 |
| 4) 森林保護 | 古紙の回収と古紙製品の利用推進
紙使用量の削減
公共事業におけるラワン材などの使用削減の推進
<u>国産材の計画的利用の推進</u> |

10) 地域の自然環境保全、廃棄物問題への対応、水質・大気汚染への対応

施策体系は下記。

- | | |
|-----------------|--|
| 1) 削減の推進 | ごみ処理費用負担制度の導入
使い捨て容器を使用しない取り組みの推進
消費、事業活動における自主的削減の推進
市民生活における自主的削減の推進
廃棄物の少ない製品開発、流通システムづくりなどへの支援 |
| 2) リサイクルの推進 | 原材料利用としてのリサイクル
エネルギー利用としてのリサイクル
市民・事業者のリサイクル活動支援
リサイクル製品の利用及び再利用の推進 |
| 3) 適正な処理の推進 | 市民生活における適正処理の推進
事業における適正処理の推進
不法投棄防止の推進
収集・運搬委託における適正処理の推進
適正な処理のための調査研究など |
| 4) 処理施設の整備と適正管理 | リサイクル推進のための施策整備 |

5) その他普及啓発など

適正処理のための施設整備と維持管理
環境美化活動の推進
普及啓発の推進
地域団体との連携
学校教育におけるごみの適正処理に関する知識の普及
広域行政などとの連携

1.1) 地域の自然特性への評価および利用手段が講じられているか

環境プランは環境チェッカー等の環境調査に基づくものであり、市を構成する16地区ごとの地域の環境特性を活かした環境づくり推進のための「環境配慮指針」がプランの重要な部分を占めている。

この指針は、環境利用を伴う事業を地域固有の環境特性に応じたものとし事業実施と環境保全のメリットを高めるためのガイドラインとなっている。

例) 山本地区の環境配慮指針

【環境を改善する】

- 道路沿線の生活環境の改善

地区の中央に中央自動車道、国道153号が平行して通り、将来は、計画中の三遠南信自動車道が接続するため交通量の増加が考えられます。こうした幹線道路沿いでは、騒音、振動、大気汚染、看板の乱立、無秩序な市街化がみられるため、土地利用の適正化や緑化などの対策による、環境悪化の防止、改善が望まれます。

- 自然災害の未然防止

<略>

- 公害の未然防止

<略>

【環境を保全する】

- 河川・地下水の汚染防止

これまでの河川の水質検査によると、久米川はとてもきれいな水質（BOD2mg/l以下）を保っています。今後も水質を維持するために、廃棄物の不法投棄防止や森林の保全が必要です。

飲用水は、一部に広域水道があるほかは、ほぼ全域が簡易水道であり、伊賀良地区の黒川支流に水源があります。このため、水源上流の環境保全など、良好な水質への配慮が必要です。

また、生活用水として井戸が多く利用されていますが、一部井戸において飲用に不適な汚染が認められているため、その取り扱い

には十分な注意が必要です。

生活排水対策については、地区の中央の扇状地一帯には特定環境保全公共下水道計画があり、一部には農業集落排水施設計画地区があります。今後は水循環や高度処理を基本においた排水処理施設の普及が望まれます。

化学物質や有害物質による汚染防止のため、農薬の使用量の低減、排水の適正な処理、廃棄物の不法投棄防止などに配慮が必要です。

- 森林の公益的機能の保全

本地区の西側には高鳥屋山、梨子野山といった標高の高い山地が連なっています。高鳥屋山上部にはクリ・コナラ群落とカラマツ植林が分布します。梨子野山上部には、カスミザクラ・コナラ群落とカラマツ植林が分布します。どちらも下部は二次林のアカマツ、クリ・コナラ群落が占めており、広い扇状地の背後にあるため、扇状地上の市街地や道路から目立ち、遠方からの景観にとっても重要となっています。

その一方で、中腹を昼神、美濃活断層が横切り、その上部に清内路、伊奈川花崗岩が分布し、下部に崩壊による崖錐性・扇状地堆積物が広く分布します。山腹には多くの沢があって、久米川や湯川の源流域となっていますが、土石流の危険地でもあります。山地の上部は広く保安林に指定されています。

また、東側には三ツ山、二ツ山、城山、水晶山といった孤立峰があって、それらの山麓には、水田に利用された谷が入り組んでいます。これらの山地は二次林のアカマツ、クリ・コナラ群落が占めています。周囲から良く目立ち、また山頂からの眺望も優れているため、景観資源として重要であり、飯田市自然環境保全地区に指定されています。

これらの山地を覆う二次林、雑木林は、多くの水辺や湿地、農地とあいまって、多様で豊かな生物の生息地を形成しています。また、西平、三ツ山山麓、城山山麓には、学術的に貴重なハナノキ（市天然記念物）ミカワバイケイソウなどの自生地があります。

その一方で、地質は風化の進んだ生田花崗岩で、特に崩壊しやすい性質を有しており、森林は防災上も重要となっています。

森や林には、生産機能（木材生産など）国土保全機能（表土侵食防止など）、水源かん養、生態系保全機能（野生動植物保全、遺伝子資源保存など）だけでなく、生活環境保全機能（大気浄化、水質保全、気温調節、二酸化炭素削減、酸素生産など）、快適環境形成機能（景観形成、緑陰形成、地域イメージ形成など）、文化機能（自然学習、環境教育、情操育成、芸術活動、健康保護など）といった面からも重要性が指摘されており、上記の地域においては、下流への影響にも留意し、これら森林の公益的機能の保全が必要です。

- 河川や湿地の保全

西平、南平、湯川、三ツ山、二ツ山、城山、水晶山、箱川、久米など、地区中央を取り囲む一帯には、ため池や湿地、水辺の自然環境が広い範囲にみられます。なかでも久米川の最上流や湯川の最上流、箱川、西平の堤には市内で最も良好な自然がみられます。

こうした自然性の高い環境は、そこにしか棲めない特有の生物相を育み、本市においても格別に貴重な場所となっているため、流域単位など周辺環境を含めた一体的な保全が望まれます。

- 自然景観の保全

西側に連なる高鳥屋山、梨子野山といった高い山地、東側の三ツ山、二ツ山、城山、水晶山といった孤立峰が、中央部の広い扇状地面を囲んで、本地区の大きなまとまり

ある景観を形成しています。

西側の高い山地は広い扇状地の背後に位置し、扇状地先端の市街地や国道、中央自動車道から目立ちやすく、また遠方からみた緑豊かな景観を形成しています。二次林、カラマツ林に覆われて植生も多様で、紅葉の風景が楽しめます。このため、こうした大きな景観を構成する様々な環境要素を把握し、これら要素の一体的な保全が望まれます。

地区中央部の広い扇状地面には緩い傾斜があって水田が広がり、東西の山地に面して、眺めの良い場所となっています。南の扇状地面には畑が、北の扇状地面には畑と果樹園、住宅団地がみられ、国道153号や中央自動車道も通り、周辺には市街地が形成されています。秩序ある土地利用、建築物や看板のデザインなどに留意し、自然の眺めを生かしたまちづくりを進めていくことが望まれます。

東側には三ツ山、二ツ山、城山、水晶山といった孤立峰があって、それらの山麓には、水田に利用された谷が入り組んでいます。周囲からよく目立ち、多くの人に親しまれています。これらは農地と接する里山の雑木林で、人の生活と関わりの深い環境となっています。こうした農村景観は、地域住民の郷土愛を育む貴重な原風景であることから、農地や森林などの一体的な保全が望まれます。

高鳥屋山や水晶山、城山の山頂からは360度の眺望が楽しめます。梨子野峠の眺望も優れています。こうした眺望点の環境の保全が望まれます。

- 適切な方法を用いた自然環境の保全

<略>

【環境を活用・創造する】

- 身近な自然の活用

地区の中央を囲む山地の山麓は、むかしから里山として利用されてきました。その雑木林は多くの湿地、ため池、河川及び農地とあいまって、市内で最も多様で豊かな生物の生息環境を形成しています。また、二ツ山、城山、水晶山は、人里に近く、その外観や山頂からの眺望が多くのひとに親しまれてきました。

こうした地区の東半分は飯田市自然環境保全地区に指定されており、市民の憩いの場となっています。このため、これら身近に接することのできる自然を保全し、まち

の景観づくり、環境教育、レクリエーションなどに活用していくことが望まれます。

- 施設や文化資源の活用

< 略 >

- 環境条件に適した緑化

山間地における緑化にあたっては原則と

してその地域の在来種を用い、また市街地においてはその他改良などを経て取り入れられ比較的安定し良好に育つ樹種も用いることを基本に、気候、土壌、周辺の樹種など地域の環境条件や植樹の目的に沿ったものとする必要があります。

1 2) 地域の産業構造に着目した環境負荷の低減手段

地域の産業構造、というのではないが、飯田市内の6つの事業所および市役所がメンバーとなる「地域ぐるみでISOに挑戦しよう研究会」を行っている。すでに5社は取得済み。1社および市役所はこれから。周りの事業所、下請けなどにも環境改善していくように働きかけている。

また、生ゴミの堆肥化の推進、畜産の糞尿の利用などをめざし、市のいくつかの課および農協、農業者、コンポスト機器メーカーで「循環型農業研究会」を行っている。

今後、農協などと協力して、積極的に農業分野における環境の改善を進めていく予定。

1 3) 具体的で測定可能な目標の設定

主なものは次頁表の通り。

1 4) 他の施策との関連づけ:

飯田市環境基本条例第9条において、市は環境政策どうし、および環境政策とその他の市の施策との調整を図っていかなければならないとされている。

(施策の実施と環境計画との整合)

第9条 市は、自らが実施するすべての施策における環境の保全及び創造に関する事項について、環境計画との整合性を図らなければならない。

(総合的調整)

第10条 市は、環境計画の効果的な推進を図るため、次に掲げる事項について総合的な調整を行わなければならない。

- (1) 環境に著しい負荷を及ぼすおそれのある市の施策の策定及び実施に関すること
- (2) 環境計画の策定及び変更に関すること
- (3) その他環境施策の総合的な推進に関すること

2 市は、前項に規定する総合的な調整を行うため、飯田市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

3 前2項に定めるもののほか、調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

また環境プランの中では、「地域環境配慮指針」において、16地域ごとに行政が主体として進める公共事業をはじめ市内で実施される各種事業行為の際の環境配慮のガイドラインを定めている。

表5 21'いいだ市環境プランの目標値

施策の分野	項目	達成年度	目標値
循環型まちづくり	一人当たりのごみの排出量(家庭ゴミ)	平成12年度	253kg(現状より13%減)
	一事業者当たりのごみの排出量	平成12年度	2,300kg以下(現状より17%減)
	資源ごみ回収量の総排出量に対する割合	平成12年度	26%以下(現状20%)
	太陽光発電の普及	平成12年度	全世帯のおよそ1%
緑豊かな美しいまちづくり	一人一日当たりの上水使用量	平成12年度以降	約290リットル以下(平成2~6年度の平均程度に抑制)
	十分に植栽された道路(主要道路)	平成22年度	全延長の約3割以上(現状22%)
	一人当たりの公園緑地面積	平成22年度	20㎡(現状8㎡)
安全なまちづくり	松川(妙琴橋から下流)の水質	平成12年度	BOD2mg/l以下(現状3~5mg以下)
意識づくり	居住地域の生活環境に対する満足度	平成22年度	67%(現状51%)
	市民の環境に対する取り組みの実行の度合い	平成22年度	
	ごみを減らす工夫をしている		81%(平成8年71%)
	買い物のときに買い物袋を持参する		40%(平成8年16%)
	環境に配慮した商品を買うようにしている		60%(平成8年40%)
	マイカーは使わずバス、電車を利用している		25%(平成8年12%)
	環境を守る団体に参加している		33%(平成8年18%)
ビニール、プラスチックを燃やさないようにしている		80%(平成8年57%)	

15) 実施の効果:

環境プランは平成8年度に策定されたもので、各目標に関してはまだ平成9年度の実績値以外はない。ごみの総排出量・一人当たり排出量はともに上昇傾向ではあるが、ガラスびんリサイクルや古紙の回収量は上昇、電力需要は横這い、太陽熱温水器はすでに目標値(全世帯のおよそ25%)を超えて34%、太陽光発電施設も平成9年度の導入目標(50件)を超えて59件など分野によってはかなりの効果が見られた。また河川の水質目標については、平成9年度では目標値が設定されている21河川、41地点のうちBODについては33地点が目標値を達成している。

市民の環境意識については平成 8 年から 9 年にかけてかなりのばらつきがみられるが、「環境に配慮した賞品を買うようにしている」などの項目で悪化が見られる一方、「買い物袋の持参」、「テレビや電灯はつけっぱなしにしないようにしている」、「公共交通機関の利用」、「ビニールやプラスチックを燃やさないようにしている」などの項目で上昇が見られる。

16) 実施の問題点:

現在の人員・予算のなかで、生産・流通・消費の各段階において廃棄物の削減をいかに行うかが課題である。現状では使い捨て容器が氾濫し、大量の廃棄物が出ている。今後（平成 11 年度中に）ゴミ処理費用の負担制度を実施する予定。

17) 連絡先、ホームページなど:

飯田市水道環境部環境保全課計画指導係
tel.0265-22-4511(5245) fax.0265-22-4673
住所：長野市大久保町 2534 (〒395)
<http://www.shinshu.iida.nagano.jp>

事例研究 1 2 豊中アジェンダ 21 - 地球環境を守るとよなか市民行動計画

「アクションアプローチ」および環境基本計画との共通目標の設定

大阪府豊中市では、「とよなか市民環境会議」による 2 年間にわたるアジェンダづくりが行われてきた。

ここでは「アクション・アプローチ」という斬新な手法を用いている。すなわち、「とよなか市民環境会議」においてローカルアジェンダ 21 策定と同時並行的に、学習・経験の蓄積・環境保全行動を行っていったのである。集まった市民のアイデアや専門知識、職種を活かして、マイバック持参運動、アイドリングストップ、環境家計簿運動、剪定枝堆肥化運動、産業部会エコチェック運動などの実際の行動につなげていった。

また、行政計画である市の「環境基本計画」と共通の基本方針・目標を設定し、この 2 つを同市における環境保全行動の車の両輪としている点も斬新である。

さらにこの 2 つの計画を地域全体の環境マネジメントツールとして機能させる可能性も模索されているなど、同ローカルアジェンダ 21 は今後の我が国のローカルアジェンダ 21 の趨勢を占う上で重要な事例である。

1) タイトル:

豊中アジェンダ 21 「地球環境を守るとよなか市民行動計画」

2) 策定期期:

平成 10 年度中に策定予定

3) 策定主体:

とよなか市民環境会議（事務局：豊中市生活環境部環境課、構成団体、次頁参照）

4) 策定の経緯:

平成 7 年 10 月に制定された環境基本条例に基づき⁸、市民参加型の環境行政を進め、平成 8 年 5 月に総勢 150 団体からなる「とよなか市民環境会議」が発足。ワーキンググループが 7 月に発足し、会合をかさねた（公開）。

同年 12 月から平成 9 年 2 月まで、市の環境基本計画と豊中アジェンダ 21 の共通の目標となる「環境目標」づくりに取り組んだ。

それ以降、環境塾を開催し、平成 9 年 9 月「エコライフ」「エコインダストリー」「エコトラフィック」「ピオトープ」の 4 つの部会を発足し、環境展シンポジウム、アイドリングストップキャンペーン、環境家計簿運動、剪定枝堆肥化運動、産業部会エコチェック運動、買い物袋持参運動などの各運動・キャンペーン、学習、交流を進める中で、豊中アジェンダ 21 の形が形成されていき、平成 10 年 12 月に、豊中アジェンダ 21（案）が市の環境基本計画と同時に公表された。ここから市民意見を反映させ、11 年 3 月には豊中アジェンダ 21 が完成する予定である。

⁸ 豊中市環境基本条例 第 19 条(2)では「行政は、地域と地球の環境を守る行動計画（ローカルアジェンダ 21）推進のための組織づくりをします」とされている。

5) 策定の手法：

豊中市では策定に2年、準備期間を入れると2年半に及ぶ長い時間をかけ、「とよなか市民環境会議」による一般の市民や事業者の手による自主的な行動計画として策定している。

この「とよなか市民環境会議」には、後述するような市民、事業者が文字どおり中心となっているユニークな形態をとっているが、行政も積極的に参加し、必要な情報を提供したり、同時に策定している行政計画である「環境基本計画」によってローカルアジェンダとの整合性を確保するなど、アジェンダ計画の実効性を担保してきたことに特徴がある。

さらに、「アクションアプローチ」手法を採用し、策定課程と並行して、マイバック持参運動、アイドリングストップ、環境家計簿運動、剪定枝堆肥化運動、エコオフィスチェック運動などの実際の行動をとり、これらによる「経験、学習、交流」を重視している。

「とよなか市民環境会議」参加団体	(平成10年9月現在)
事業者団体・企業 ：豊中商工会議所、豊中建設業協会、豊中造園建設業組合、NTT 北大阪支店、関西電力豊中営業所、豊中市農業経営者協議会、豊中市商店会連合会等 16 団体・社 流通業界 ：チェーンストア協会関西支部、(株)ダイエー庄内店等3店舗、豊中サティ等 10 団体・社 ホテル ：千里阪急ホテル等 4 社 交通 ：阪急タクシー、阪急電鉄、阪急高速鉄道、阪急バス等 8 団体・社 金融機関 ：三和銀行・さくら銀行・大和銀行・住友銀行の豊中支店、池田銀行 5 社 教育機関 ：豊中市立中学校長会、豊中市立小学校校長会、豊中市立幼稚園園長会、大阪府立豊中高等学校等 16 団体・学校 病院 ：4 病院 研究機関 ：アイケー環境システム、バードデザインハウス、都市緑化研究所、関西総合研究所等 12 社・団体 官公署 ：豊中市、豊中市教育委員会、建設省近畿地方建設局大阪国道事務所高槻維持出張所、運輸省大阪航空局大阪空港事務所、大阪府環境政策課、豊中郵便局 等 14 機関 民間団体 ：豊中青年会議所、豊中駅前まちづくり協議会、各ライオンズクラブ、ロータリークラブ 等 16 団体 社会教育団体 ：ボーイスカウト豊中地区、豊中市 PTA 連合協議会、豊中市青少年団体連絡協議会、豊中市公民分館協議会 等 10 団体 福祉団体 ：豊中市民生児童委員協議会連合会、(社)豊中市シルバー人材センター、(福)豊中市社会福祉協議会 等 9 団体 女性団体 ：4 団体 市民・労働団体 ：環境フォーラム市民の会、きゃんぱすえころじー実行委員会、豊中市労働組合連合会等 13 団体 その他 ：(社)豊中市医師会、(社)豊中市歯科医師会 豊中市駐車場協会 等 9 団体	

6) 市民参加の方法・程度・範囲等：

【とよなか市民環境会議】

豊中アジェンダ21を策定するために、「とよなか市民環境会議」が平成8年5月に発足。ここに、社会教育団体、消費者団体、PTA、女性団体、消防団、製造業、流通業、金融業、交通運輸業、ホテル、病院といった事業者、商工会議所、青年会議所、さらに環境保護団体等のNGOやボランティア団体、大手スーパーやコンサルタントなどが参加している(平成10年9月現在約150団体)。ワーキンググループのメンバーは他の行政の「...検討委員会」のような組織の長ではなく、いずれも個人資格での参加者や、実際に活動を行っている人々で、構成団体の希望者や広報を見て自発的に集まってきた人たちである。当初はローカルアジェンダ21や環境問題の学習会を行い、さらに市の環境基本計画と共通の「目

標」づくりに取り組んだ。

【豊中環境塾の開催】

平成9年6月から8月にかけて6回「豊中環境塾」を開催した。地球環境問題、環境配慮型の企業活動、交通、ライフスタイル、地域の環境資源の見学会などについての学習会を行い、参加者の延べ人数は550人に達した。

【4つの作業部会】

策定の具体的な作業を行うため、平成9年9月に「産業部会」「交通部会」「生活部会」「自然部会」の4つの部会が発足した。各部会とも約30名が参加し、月1回以上の学習会、見学会をおこなったのみならず、具体的なキャンペーン行動を行った。

【かんきょう講座（エコキャラバン隊）】

「とよなか市民環境会議」のメンバーである大学生によってエコキャラバン隊が結成され、平成9年10月から各地に出前の環境講座を行った（自治会、町内会、PTA、会社、学校など。これまでに約30回）。

7) 概要：

理念・目標

「豊中アジェンダ21」は市の「豊中市環境基本計画」と目標・理念を共有している。豊中の望ましい都市環境像のキャッチフレーズは、案配布と共に市民から募集し、以下のキャッチフレーズに決まった。

「創ろう 風と光とせせらぎとふれあいのまちとよなか」

また、参加・協働、広域性、国際性、資源循環・負荷低減、共存・共生の4点を環境政策の目指すべき基本方向（目標理念）とし、その下に5・7調による12の環境目標像を設定している。

「地域から わがまちよくする ころもみを 皆で考え 行動するまち」(市民参加)

「生き物に触れて驚き 感動し 人の心を育てるまちに」(環境学習)

「次世代や 地球の未来を考えて 暮らしや社会を 問い直すまち」(地球環境)

車降り 歩いて楽し 散歩道 思わず寄り道 したくなるまち(交通)

陽や雨の 自然の恵み 大切に 普段のくらしに 役立てるまち(水資源)

朝がたに 小鳥の声で目が覚める いのちの営み 発見できるまち(自然との共存)

また、共通の環境目標・指標として

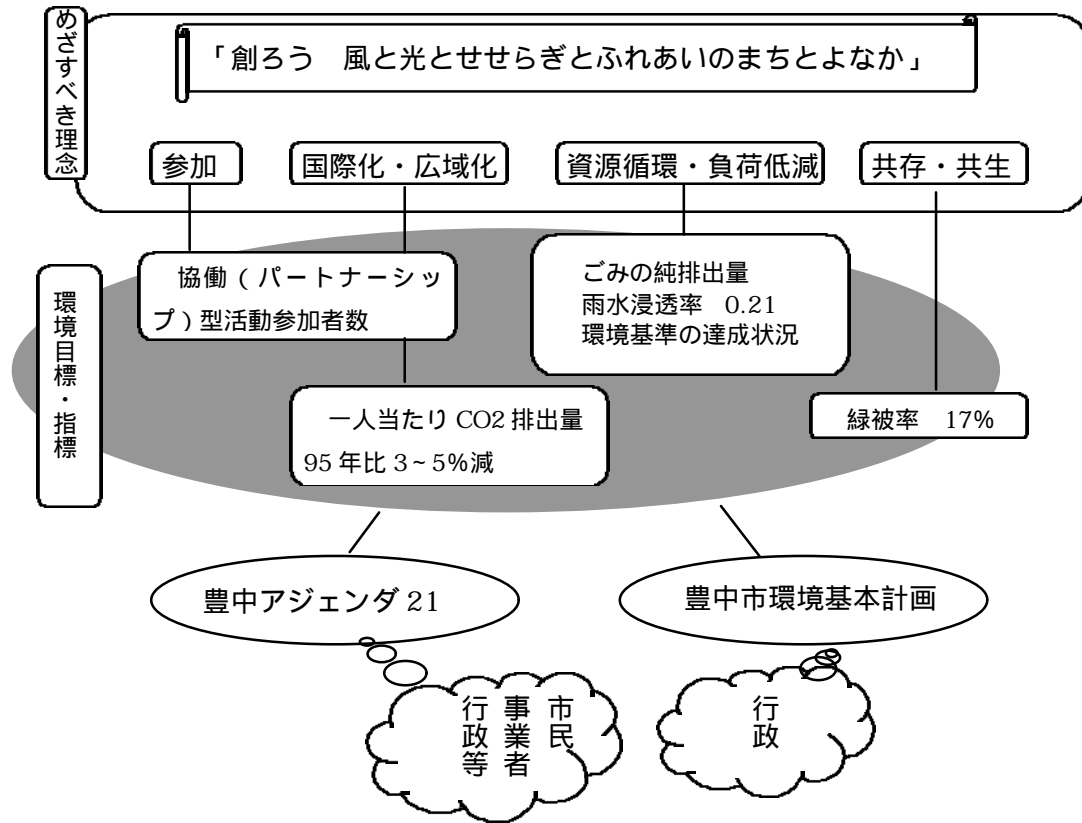
協働（パートナーシップ）型活動参加者数

一人あたり二酸化炭素排出量

ごみの純排出量
雨水浸透率
環境基準達成状況
緑被率

を設定している。

豊中アジェンダ 21 のイメージ



行動目標

当面の行動目標として、これまでの率先行動を継続するという点から以下のよう
な行動目標を設定している。

テーマ	行動項目	平成9～10年度の実績	次年度以降の行動目標
環境に配慮した暮らしの工夫	環境家計簿運動	豊中市民版環境家計簿の作成と1万部配布	普及活動と活用方法や実践マニュアルづくり 環境教育との連携
	買い物袋持参（マイバッグ）運動	量販店8店舗の協力アンケートの実施	商店街や地域での普及
自然をゆたかに、身近にする取組み	学校剪定枝の堆肥化運動（*）	10校で実施	実施校の拡大
	ビオトープ（生き物の生息の場）づくり	準備活動	モデル校での具体化と環境学習との連動
	環境観察会	猪名川自然林、水鳥観察会 ふれあいウォークでの観察会	内容や回数の拡大 多くの団体との協力、各種催しとの関係
環境に配慮した交通の取組み	アイドリングストップ運動	ステッカー1万5千部配布	配布方法の改善と実施率の拡大
環境に配慮した事業所の取組み	とよなかエコオフィス21活動	オフィスの環境度チェックリストの作成 100社ほどの参加	参加事業所の拡大と行動呼びかけ
環境学習の普及と拡大	エコキャラバン隊活動	約50カ所での講演活動（学習会）	市内での開催回数を増やし、延べ参加人数の拡大

行動提案

豊中アジェンダ21の本体にあたるのが、部会での議論の結果出された各分野ごとの行動提案である。以下は行動提案の抜粋である。

1章 地球環境のために暮らし方を変えよう

- 行動提案1 家族で話し合って、わが家のごみ減量作戦に取り組もう
- 行動提案3 カバンの中に薄手の買物袋を入れて歩きましょう
- 行動提案6 使い終わった電気製品は必ず主電源を切ろう
- 行動提案9 雨水をためて、打ち水や植木の水やりに使おう

など20の行動提案

2章 自然の豊かな豊中にしていこう

- 行動提案22 豊中市が行っている「身近な環境調べ」に参加しよう
- 行動提案30 市民農園をつくり、農地を守ろう
- 行動提案34 落ち葉や剪定枝は燃やさず、堆肥にしよう
- 行動提案35 雨が地面にしみこむよう、土の面をできるだけ増やしていこう

など20の行動提案

3章 環境問題に配慮した事業活動を進めよう

- 行動提案 41 事務所にコピー用紙、FAX 用普通紙、印刷用紙などの裏面を利用するシステムをつくろう
- 行動提案 44 とよなかエコオフィス 21 活動チェックリストをつけて、オフィスの環境度を調べてみよう
- 行動提案 46 産業廃棄物として捨てていたものを、資源として循環利用するシステム作りを検討していこう
- 行動提案 50 省エネ型でリサイクルルートがつくられている製品を優先的に購入しよう
- 行動提案 57 自社の環境への取組情報を市民に公開しよう

など 23 の行動提案

4章 環境問題に配慮した交通のあり方を考えよう

- 行動提案 64 不要なアイドリングはやめよう
- 行動提案 68 荷物もガソリンを食べます。車を倉庫がわりにしないようにしましょう
- 行動提案 73 一人乗りのマイカーはもったいないから、声をかけて相乗りしよう
- 行動提案 76 マイカー使用を控えて、公共交通機関を優先的に利用しよう

など 19 の行動提案

5章 パートナーシップで地球環境を守ろう

- 行動提案 88 市民の環境目標、企業人の環境目標を市民や企業の中に広めていこう
- 行動提案 90 豊中アジェンダ 21（地球環境を守るとよなか市民行動計画）を参考に、市民環境会議の構成団体で行動の取組み目標を考えよう
- 行動提案 91 地球環境を守るため、子どもからお年寄りまで男性も女性も、個人も事業所も、それぞれのアイデアを出し合おう
- 行動提案 94 私たちの行動からできる二酸化炭素を当面 1 割削減めざしてがんばろう

など 19 の行動提案

フォローアップ

普及啓発、進行管理、財政基盤の確立の3つの面に留意して進めていく。

普及啓発に関しては、引き続きワーキンググループ会議による企画・提案などを行い、市民・事業者それぞれが小さな発信源となって周りに運動を呼びかける、行政もこれをバックアップする体制をとることとしている。

進行管理は、いくつかの指標を定めて、基本計画の進行管理と関係させる、行動の具体化、スケジュール化を進めていくことを課題としている。

財政基盤については、これまでの市民環境会議の活動が行政の財政的支援に大きく依存してきたものの、その弊害もあること、豊中市民のすべての生活と行動

を地球環境に配慮したものに革新していく自発的で持続可能な活動にしていく必要があることから、基金の創設などの方法により安定した自主的な財政基盤の確立を図っていく必要があるとしている。

なお、この3点の推進について、各主体の役割・関与を以下の表のように示している。

	とよなか市民環境会議	同左 WG 会議	市民	事業者	行政
普及啓発					
進行管理					
財政基盤					

8) 特長

豊中アジェンダ 21 の策定の手法には他自治体と比べて以下のような特徴がある。

策定主体が、とよなか市民環境会議という市民 150 団体を網羅した広範な市民・事業者・行政のパートナーシップ型の組織であること

アジェンダ 21 策定のため、ワーキンググループを中心に設置した作業部会メンバーは、各団体の代表者ではなく、実際に地域や企業の現場で具体的な取組をおこなっている者であること

策定にあたっては、机上の議論だけではなく、実際に行動し、そこから得られた体験や教訓をもとに計画原案を作成する「アクションアプローチ」手法を採用していること

また、豊中アジェンダ 21 そのもの、また豊中アジェンダ 21 の考え方、フォローアップについて、以下の点も大きな特徴である。

行政の計画である「環境基本計画」と共通の目標を設定していること。

ローカルアジェンダ 21 を「行動計画」としてだけではなく「市民、事業者、行政の交流・学習・行動の場を形成するツール」と広く位置づけていること。

9) 温暖化防止、オゾン層の保護、森林保全等の地球環境問題への対応

101 の行動提案のうち、1 章「地球環境のために暮らしを変えよう」の 20 の行動提案、3 章の「環境問題に配慮した事業活動を進めよう」、4 章の「交通のあり方を考えよう」、5 章「パートナーシップで地球環境を守ろう」のほとんどが地球環境問題に関係のある行動提案である。

10) 地域の自然環境保全、廃棄物問題への対応、水質・大気汚染への対応

2 章「自然の豊かな豊中にしていこう」の 20 の行動提案、またその他の章のいくつかの行動提案は自然環境保全、廃棄物、水質・大気汚染に対応したものとなっている。

1 1) 地域の自然特性への評価および利用手段

自然特性の評価は特に行っていないが、学校の剪定枝の堆肥化、雑木林の竹を炭として利用するなど、市民環境会議の各部会などの席上、さまざまなアイデアが市民や事業者から出され、それが試行・実現されている。

1 2) 具体的で測定可能な目標の設定

前述の通り、行政の環境基本計画と共通の目標・指標として 協働（パートナーシップ型）活動参加者数、一人あたり二酸化炭素排出量、ごみの純排出量、雨水浸透率、環境基準達成状況、緑被率 - の6つの指標が設定されている。

1 3) 他の施策との関連づけ

環境基本計画と共通の目標を掲げている。

1 4) 実施の効果

策定課程の効果としては、

地域でのさまざまな環境配慮型の行動をする機運が高まったこと。

交流の場を形成できたこと。

参加者の学習・経験が深まったこと

ある参加者のアイデアを他の参加者が現実化するアイデアを出すといった相乗効果

共通の地域の将来像を共有できたことが挙げられる。

1 5) 実施の問題点または課題：

資金面が問題。事務局の運営にあたっては、担当したコンサルタントには、最後には自分で補助金をとってくるほどの苦勞をかけてしまった。今後、フォローアップの体制の一つとして、安定した自主的財政基盤の確立、人員面の確保が課題となってくる。

1 6) 連絡先：

「とよなか市民環境会議」事務局

tel.06-6858-2106

fax.06-6842-2802

事例研究 1 3 水俣市環境基本計画

「水俣らしさ」の追求

水俣市は、ごみの 21 分別をはじめとし、環境マイスター制度やごみ減量地域女性連絡会議の活躍、環境学習修学旅行の受け入れ、水俣エコツアー、ISO14001 の取得など環境先進都市としての取り組みを進めているが、その根底にあるのは世界で類をみない公害病を経験し、それによる地域の断絶を克服していったという過程であろう。一時期は地域でタブー視され、言葉を出すことさえはばかれたこの悲惨な経験にまず向き合い、語り合うところから、地域再生のための新たな挑戦がはじまったという。そこで水俣市民が選んだのは「環境」というキーワードであった。

「水俣市環境基本計画」は、随所に「水俣らしさ」のあふれた 20 ページほどの冊子である。水俣市はこの計画をローカルアジェンダと位置づけ、「水俣の海・山・川を守り伝え、共に生きる暮らしの創造」の実現に向けて市はもとより、市民や事業者が一体になって行う施策をあきらかにしたものとしている。

1) タイトル:

水俣市環境基本計画

2) 策定期期:

平成 8 年 3 月

3) 策定主体:

水俣市

4) 策定の経緯:

水俣市では、水俣病の経験をふまえ、水俣再生を「環境と健康はすべてに優先する」という視点からとり組んできた。平成 2 年から「環境創造みなまた推進事業」を展開し、平成 4 年には市議会において「環境健康福祉を大切にするまちづくり」を、市では「環境モデル都市づくり」を宣言し、平成 5 年に環境基本条例を制定した。このほか、水のゆくえなどの調査を市民とともに実施したほか、21 分別という厳しいごみの分別にとり組んできた。このような環境行動の実績を踏まえ、平成 8 年 3 月、環境基本計画を策定した。

平成 3 年	3 月	「寄る会」で地域づくりに関する住民の話し合い
	11 月	寄る会みなまた「水俣地域資源マップ」の作成
	11 月	「寄る会」で地域づくりに関する住民の話し合い
平成 4 年	6 月	「環境、健康、福祉を大切にするまちづくり宣言（水俣市議会）」
	11 月	「環境モデル都市づくり宣言（水俣市）」
平成 5 年	3 月	水俣市環境基本条例の制定
	4 月	庁内検討の開始

	10月	水のゆくえを調べた「水の経路図」を全地区で作成
平成6年	9月	「寄る会」で地域づくりに関する住民の話し合い
	10月～	総合計画策定に関する地区懇談会（環境に関する住民意見の反映）
平成7年	10月	水俣市環境審議会の設置
	10月9日	第1回水俣市環境審議会
	11月1日	第2回水俣市環境審議会
	10月～	総合計画策定に関する地区懇談会（環境に関する住民意見の反映）
	11月29日	第3回水俣市環境審議会
	1月10日	第4回水俣市環境審議会
	2月20日	答申
	3月	水俣市環境基本計画の作成

5) 策定の手法：

水俣市環境審議会の設置

6) 市民参加の範囲：

策定段階では、地区懇談会をおこない、100回を超える説明会を実施した（水俣市総合計画を同時につくっていった）。また、若い人を取り込んでいくため、団体・職場向けのワークショップを行った。

地区ごとの「寄る会」による話し合いも市民参加に大きな役割を果たしている。

7) 概要：

水俣市環境基本計画は以下のように構成されている。

第一章 計画の基本事項

改革策定の趣旨、視点、範囲、期間、市、市民、事業者の役割

第二章 基本方針

水俣病の経験から

目標

第三章 環境施策の体系

水俣病の教訓を胸に

・水俣病に取り組み共存

・環境再生の象徴づくり

・生命の尊重

海、山、川の保全

・海の保全・再生

・山（森）の保全・再生

・川の保全・再生

自然と共に生きる暮らしの創造

・環境に負荷の少ない暮らしづくり

・心を癒す住まい町並みづくり

・環境に配慮した産業への転換

- 第四章 計画の推進のために
- ・計画推進の主体
 - ・計画の進行管理
 - ・関係団体等との連携
 - ・財政措置等
 - ・環境関係情報の収集及び提供
 - ・広報、啓発
- 第五章 わたしたちは行動します
- 環境行動の展開にあたって
- ・環境行動の発表の場づくり
 - ・住民参加
 - ・施策の連関
- 環境行動の成果を引き継ぐ
- ・環境創造みなまた推進事業
 - ・市民の行動力の継続
- 地区ごとに行動する
- ・お知らせ
 - ・環境行動の目標設定
 - ・地域環境協定
- 新たな行動をおこす
- ・環境再生の象徴の創造
 - ・水俣の川を守りきれいに
 - ・環境産業の展開

8) 特長

- a) 地区環境協定の締結と実施という仕組み
- b) 「水俣らしさ」を前面に挙げていること
- c) 伝統技能・知恵の重視
- d) エコツーリズム

9) 温暖化防止、オゾン層の保護、森林保全等の地球環境問題への対応

温暖化防止に関しては、「自然とともに生きる暮らしの創造」の中で、「省エネルギー」の項目をもうけ、「水力、太陽熱、堆肥の発酵熱、発酵ガスの利用」を挙げている。

また、国際貢献については「計画策定の視点」として、「水俣病の教訓の伝達と活用に関する国際貢献の推進」を掲げ、人類への警鐘となった水俣病の教訓および教訓に基づいた地球環境の保全・再生の取り組みを広く日本のみならず国際社会に伝えていくようつとめるとしている。この一環として、「水俣の智恵袋」とし、お年寄り200人を水俣人材マップに登録し、水俣病について語り継いでいく取り組みを行っている。

10) 地域の自然環境保全、廃棄物問題への対応、水質・大気汚染への対応

廃棄物の問題への対応として、「ごみの減量化とリサイクルの促進」「分別収集の徹底・生ゴミの堆肥化推進」「廃食油、廃プラスチック類のリサイクルの推進」「自動販売機の削減」「ゴミ循環の体制の充実」を挙げている。(21 分別方式に

ついでに囲みを入れる)

自然環境の保全への対応として、特に「生命の尊重」を掲げ野生動植物の保護を謳っているほか、多様な生命の存立基盤の保全として「海・山・川の保全」を重要視している。

例えば自然林の保全、再生として「シイヤカシ、ツバキ、クス、モミ、トガなどで山の頂や尾根筋、急傾斜地、山の中腹、奥山は自然林に再生」すること、「荒神さんのある所とその周辺は自然林に再生」することなどを掲げている。

1 1) 地域の自然特性への評価および利用手段

例えば海の保全・再生で、「自然の渚の保全」「光の届く浅い海の保全」「埋立地などの人工護岸の多自然化」、また、自然な川べりの森の保全と回復として「川筋、谷筋の河畔林の保全(自然な川べりの地形、雑木や竹:メダケ、ホウライチク、ハチク、マダケ、柳やメツツパリ(セキショウ))」を挙げているのは、水俣の自然特性に基づいたものだと考えられる。

【環境マイスター制度】

環境や健康に配慮した物づくりに取り組んでいる市在住の大工や建具、左官、畳職人など農林漁業従事者を認定し、支援し、その知恵を地域づくりに活かしていこうというのが水俣市の「環境マイスター制度」である。

申請後、審査を行い、有資格者と認められた者は、水俣市の基礎知識、自然生態系の仕組み、環境ホルモンなどの有害物質の基礎的な知識についてなどの講習を受けた後、「環境マイスター」として認定される。

現在、有機農法でのお茶栽培に取り組んでいる市民、漂白剤無しの紙すきに取り組んでいる市民、アイガモ農法での米づくりを行っている市民など9人が認定されている。

制度の仕組み

[申請] [資格審査] [環境に関する講習] [認定]

資格審査の基準

- (1)環境や健康に配慮したものづくりを5年間以上行っていること。
- (2)自然素材の利用、化学物質の除去など環境や健康に配慮したものづくりに関する実績があること。
 - ・安心安全な自然素材の利用(輸入材木、化学素材などの住素材などはなるべく使わないなど)近くで入手できる資源の使用など、資源調達の段階で環境や健康に配慮している。
 - ・化学肥料、農薬などは極力少なくし、有機肥料の使用によって、環境や健康に配慮している。
 - ・生ゴミの堆肥化、異業種間での廃棄物の利用などによって、ものづくりの段階で排出される破棄物の極小化など環境負荷に対して極力軽減する活動を実施している。
- (3)環境や健康に配慮したものづくりに関する一定の知見と経験・技術等を有していること。
- (4)地域環境の保全に関する活動を行っていること。
 - ・地域の環境保全活動に参加した経験を有している。
 - ・その他公益的な活動に参加した経験を有している。
- (5)環境問題や環境保全に関する一定の知識を有していること。
- (6)水俣病など公害に関する一定の知識を有していること。

1 2) 地域の産業構造に着目した環境負荷の低減手段

水俣市が同計画に盛り込み、またその後も力を入れて取り組んでいるものとし

て、エコツーリズムの推進、有機栽培減農薬農業の展開、伝統知識の保全・継承・活用推進、竹やハゼノキなど森林資源の有効利用、があげられる。これらはいずれも「水俣らしさ」の追求といった性格を併せ持っている。

エコツーリズムの推進としては、水俣環境案内マップの作成、水俣湾埋立地周辺等の観光用施設整備、案内人の育成（「語り部」制度）などを行っている。

農業関係では、現在、有機栽培のサラダ玉葱や緑茶などを健康や環境に配慮した地域の特産品として扱っている。

伝統知識の保全・継承・活用推進では現在、「環境マイスター制度」「水俣の知恵袋（水俣人材マップ）」などが実践されている。

1 3) 以上の取り組みに関する具体的で測定可能な目標

同計画では、定めていないが、地区ごとに環境に関する行動目標を設定し、地区環境協定を結んで実施していくものとしている。

1 4) 他の施策との関連づけ:

この計画は水俣市環境基本条例第 8 条、第 9 条、及び第 10 条に定める施策の基本に必要な措置を講じるものである。

1 5) フォローアップ体制:

環境創造みなまた推進事業などの推進と併せ、地区環境協定の締結と実施、市民の行動力の継続を行っていくものとしている。（市民団体と市、事業者のパートナーシップの例として「食品トレー廃止での調印」がある。）

1 6) 連絡先:

水俣市福祉生活部環境課環境保全係
熊本県水俣市陣内 1-1-1 (〒867-8555)
Tel.0966-63-1111 (内線 165) Fax.0966-63-9044

市と市民団体、事業者の協力の例

「ごみ減量女性連絡会議」と大型小売店 4 店とのトレー廃止の調印

「ごみ減量女性連絡会議」は家庭から出るゴミの減量化に取り組んでいる団体だが、平成 10 年 9 月、市内の大型小売店 4 店と食品の包装用トレー廃止についての申し合わせを行った。申し合わせでは ダイコンやカブなどの野菜・果物 65 品目について包装用トレーを廃止、すぐにトレー廃止が難しい 31 品目については両者で今後、包装方法などを検討していく - とした。当連絡会議の事務局は市環境課にあり、この調印は市民団体と市、事業者の間の協力の事例である。

はじめに

「Think globally, Act locally」という言葉が国際的によく用いられるようになってから久しいが、この言葉が意味するように、地球温暖化などの地球規模の環境問題も、われわれの地域生活での様々な活動がその原因となっている場合が多い。地球環境問題を解決する上で、常に住民と向き合っている地方公共団体に積極的な取り組みが求められている所以である。このことは1992年6月の地球サミットで採択されたアジェンダ21第28章においても謳われ、国際的な認識として定着してきている。

ローカルアジェンダ21は、持続可能な社会をめざした地域全体の行動計画の策定および実施プロセスであり、地方公共団体、住民、企業、各種団体などの地域のあらゆるプレイヤーが地域の持続可能な社会像をまず共有することからはじまる。と書くと非常に難しい高度な話のように聞こえるが、要は、「自分たちの地域を持続可能なものに変えていくためには、どうしたらよいか。こうしよう、ああしよう」といろいろな人たちが寄り集まって智恵を出し合い、それを実施していくことだ。そのとき、地方公共団体は、住民や企業やその他のプレイヤーが集まってくる「核」として重要な役割を果たすことになる。

本報告書は、ローカルアジェンダ21の内外の動向、国内の事例等を紹介することにより、地方公共団体をはじめローカルアジェンダ21に策定・実施に関わる様々な方々の活動に資することを目的として、環境庁地球環境部からの委託業務として平成10年度行った「ローカルアジェンダ21策定状況及びその内容等に関する調査」の結果をとりまとめたものである。本調査は2カ月間という時間的な制約から、ローカルアジェンダ21に関する量的な調査を行うことは断念し、国内の地方公共団体等によって策定されたローカルアジェンダ21の事例調査による全体的な傾向の把握を試みた。調査対象は、訪問取材を行い事例研究で紹介されている13のローカルアジェンダ21および資料調査を行った29事例である。これを補うため、「2 ローカルアジェンダ21をめぐる国際的な動向」では、ICLEI（国際環境自治体協議会）の「ローカルアジェンダ21策定状況調査～地方自治体、政府機関、国際機関によるアジェンダ21への取り組みに関する調査」の概要を紹介した。「4 事例研究」は国内のローカルアジェンダ21の事例のうち、13事例をピックアップし、取材をおこなった結果を調査項目ごとにまとめたものである。取り上げた事例はあくまで入手できる情報から得られた例示であり、この他にもさまざまな地域において独自のローカルアジェンダ21の取り組みがなされている可能性があることについては論を待たない。

最後に、取材に応じていただいた各地方公共団体のご担当者の方々、市民団体の方々、相談にのっていただいた環境自治体会議の中口毅博さん、その他ご協力いただいた方々に御礼申し上げます。本報告書が各地域におけるローカルアジェンダ21の取り組みの参考として利用していただければ幸いです。

平成11年3月

（財）地球・人間環境フォーラム

本報告書における用語の定義

本報告書においては、ローカルアジェンダ 21 の定義として

地域の持続可能な開発の優先課題に対応する長期戦略的行動計画の準備と実施を通じて、アジェンダ 21 の目標を地域レベルで達成するための市民参加型のマルチセクタープロセス

という ICLEI（国際環境自治体協議会）の定義を用いました。

ただし、調査の対象としては、上記の定義、および『ローカルアジェンダ 21 策定ガイド』（平成 7 年 6 月）で述べられているローカルアジェンダ 21 の 3 つの要件（持続的な社会の実現を目指すものであること、具体的な行動のあり方を示す行動計画であること、市民等の参加を経て策定されること）を念頭におきつつ、

ア) 各策定主体が「ローカルアジェンダ 21」として策定したすべての計画

イ) ローカルアジェンダ 21 と目されるその他の計画

- という最も幅広い範囲を調査対象としています。

平成 10 年度環境庁委託事業

ローカルアジェンダ²¹ 策定状況 及びその内容等に関する調査

報 告 書

平成 11 年 3 月

(財)地球・人間環境フォーラム

ローカルアジェンダ 21 策定状況及びその内容等に関する調査 目次

1	ローカルアジェンダ 21 とは	1
(1)	歴史的背景	1
(2)	ローカルアジェンダ 21 の定義・ポイント	1
(3)	地方公共団体とローカルアジェンダ 21	4
2	ローカルアジェンダ 21 をめぐる国際的な動向	7
(1)	国際的なローカルアジェンダ 21 策定状況	7
(2)	ローカルアジェンダ 21 策定のアプローチ	9
(3)	評価の仕組みづくり	10
3	国内でのローカルアジェンダ 21 の取り組み	11
(1)	ローカルアジェンダ 21 策定状況	11
(2)	ローカルアジェンダ 21 の内容	13
1)	市民参加の工夫	14
2)	数値目標の設定	15
3)	ローカルアジェンダ 21 の共通構成要素	18
4)	地域特性を活かした計画づくり	19
5)	フォローアップ体制	19
6)	ローカルアジェンダ 21 策定の成果	20
4	事例研究	21
都道府県レベル		
事例研究 1	アジェンダ 21 桂川・相模川	22
事例研究 2	北海道地球環境保全行動指針（アジェンダ 21 北海道）	29
事例研究 3	アジェンダ 21 かながわ	34
事例研究 4	京と地球の共生計画～京都府地球環境保全行動計画	37
政令指定都市		
事例研究 5	ローカルアジェンダ 21 さっぽろ（北国のエコアクションさっぽろ）	44
事例研究 6	京（みやこ）のアジェンダ 21	48
その他の地方公共団体		
事例研究 7	えべつアジェンダ 21	53
事例研究 8	志木市環境基本計画	56
事例研究 9	世田谷区環境行動指針	66
事例研究 10	日野市環境基本計画	74
事例研究 11	21 いいだ環境プラン	80
事例研究 12	豊中アジェンダ 21 - 地球環境を守るとよなか市民行動計画	92
事例研究 13	水俣市環境基本計画	100